

摂津市議会

# 文教常任委員会記録

平成21年3月12日

議 会 事 務 局

# 目 次

文教常任委員会

3月12日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局 職員、審査案件 .....	1
開会の宣告 .....	2
市長あいさつ	
委員会記録署名委員の指名 .....	2
議案第1号所管分、議案第10号所管分の審査 .....	2
補足説明（教育総務部長、生涯学習部長）	
質疑（藤浦雅彦委員、安藤薫委員）	
散会の宣告 .....	72

## 文教常任委員会記録

### 1. 会議日時

平成21年3月12日(木) 午前10時 開会  
午後4時55分 散会

### 1. 場所

第二委員会室

### 1. 出席委員

委員長 柴田繁勝 副委員長 本保加津枝 委員 森西 正  
委員 藤浦雅彦 委員 森内一歳 委員 安藤 薫

### 1. 欠席委員

なし

### 1. 説明のため出席した者

市長 森山一正 教育長 和島 剛  
教育総務部長 羽原 修 同部理事 平岡利彦 同部次長兼総務課長 馬場 博  
同部参事兼人権教育室長 高橋敏夫 同部参事兼教育研究所長 以登田 毅  
総務課参事 岩見賢一郎 同課参事 大橋徹之 学校教育課長 前馬晋策  
同課参事 平松直樹 同課参事 若狭孝太郎 教育研究所参事 奥野宏一  
生涯学習部長 大場房二郎 青少年課長 川崎敏康  
生涯学習スポーツ課長 小林寿弘 同課参事 上 清隆  
市民図書館長 高田繁夫 同館参事 石田一男

### 1. 出席した議会事務局職員

事務局長 岸本文夫 同局書記 杉本 徹

### 1. 審査案件(審査順)

議案第1号 平成21年度摂津市一般会計予算所管分

議案第10号 平成20年度摂津市一般会計補正予算(第4号)所管分

(午前10時 開会)

○柴田繁勝委員長 ただいまから文教常任委員会を開会します。

理事者からあいさつを受けます。市長。

○森山市長 おはようございます。

皆さん方には、年度末、何かとお忙しいところ、文教常任委員会をお持ちいただきまして、大変ご苦労さまでございます。

本日は、平成21年度の一般会計予算所管分ほか1件についてご審査を賜るわけでございますが、何とぞ慎重審議の上ご可決賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

一たん退席をいたしますが、どうぞ最後までよろしく願いいたします。

○柴田繁勝委員長 あいさつが終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、本保委員を指名します。

審査の順序につきましては、議案第1号所管分及び議案第10号所管分について一括で審査を行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○柴田繁勝委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

暫時休憩します。

(午前10時2分 休憩)

(午前10時3分 再開)

○柴田繁勝委員長 再開します。

議案第1号所管分及び議案第10号所管分の審査を行います。補足説明を求めます。

羽原教育総務部長。

○羽原教育総務部長 それでは、議案第1号、平成21年度摂津市一般会計当初予算のうち教育委員会にかかわりますものにつきまして、補足説明をさせていただきます。

それでは、議案第1号、平成21年度摂津市一般会計当初予算のうち、教育委員会にかかわりますものにつきまして、補足説明をさせていただきます。

まず、予算書16ページをお開きください。歳入歳出予算事項別明細書の歳出予算のうち、款9、教育費の総額は、32億7,334万2千円で、前年度に比べまして約3.67%、1億1,596万2千円の増額となっております。

以下、予算書の目を追って、その主なものについてご説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、教育費を一括してご説明申し上げます。

32ページの款13、使用料及び手数料、項1、使用料、目6、教育使用料の主なものといたしましては、幼稚園の入園金及び保育料、各種スポーツ施設の使用料、学校開放に伴う学校施設等使用料、学童保育室保育料や公民館の使用料等でございます。

次に、40ページ、款14、国庫支出金、項2、国庫補助金、目4、教育費国庫補助金の主なものといたしましては、小中学校の理科教育等設備整備費補助金、支援教育就学奨励費補助金、幼稚園教育の振興を図るための就園奨励費補助金、学習環境改善のために中学校の普通教室にエアコンを設置するための義務教育施設整備費補助金などがございます。

次に、48ページの款15、府支出金、項2、府補助金、目8、教育費府補助金の主なものといたしましては、学童保育室の運営に対する放課後児童健全育成事業費補助金、小学校の校門に配置している受付員の経費に対する学校安全交付金、全小学校で開催しております「わくわく広場」に対する放課後子ども教室推進事業補助金などがございます。

続きまして、52ページの項3、委託

金、目4、教育費委託金は、府の委託事業に係る委託金で、いじめや不登校、別室登校等、児童・生徒の心に関する問題や日々の生活の中で出会う様々な困難を解決するため、子どもの側に立って支援する体制を整備するスクールソーシャルワーカー等活用事業委託金でございます。

次に、56ページ、款19、諸収入、項3、貸付金元利収入、目1、奨学資金貸付金元金収入は、経済的理由により高等学校等への就学が困難な生徒に対し貸し付けいたしました、奨学資金の償還金でございます。

58ページからの項4、雑入、目2、雑入のうち、教育委員会にかかわる主なものといたしましては、61ページに記載しております小学校の給食物資購入に係る学校給食費負担金、学校等における事故に備える日本スポーツ振興センター掛金、摂津音楽祭審査料、水泳教室参加費などがございます。

引き続きまして、教育総務部にかかわります歳出についてご説明を申し上げます。

まず、166ページの款9、教育費、項1、教育総務費、目1、教育委員会費は、教育委員にかかわる経費でございます。

168ページ、目2、事務局費は、教育委員会事務局の運営全般にかかわる経費で、その主なものといたしまして、169ページの賃金は、障害児介助員、障害児等支援員のほか、校務補助嘱託員の賃金などがございます。報償費は新入学児童に対するランドセルの購入費など、需要費は、小学校新1年生に貸与する防犯ブザーの購入費や、受付員の制服など安全対策事業に係る経費、また、コピー機やパソコンなどのOA機器や、公用車両の管理経費等でございます。

171ページ、委託料は、児童の通学時における交通安全を確保する交通専従員業務委託料、安全対策事業として小学校及び幼稚園での来訪者受付員等の委託料などがございます。

同ページ、使用料及び賃借料の主なものは、支援学校などへ通学する肢体が不自由な児童・生徒を、自宅から通学バスのバス停までタクシーにより送迎する経費等でございます。

次に、貸付金は、経済的理由により高等学校等への進学が困難な生徒に貸し付ける奨学資金でございます。

目3、教育研究所費は、教育研究所の運営にかかわる経費で、主なものといたしましては、不登校や家庭問題など、さまざまな問題事象への教育相談等に要する経費で、スクールカウンセラーに係る教育指導嘱託員報酬、職員研修などに要する報償費や、次ページにございます教育研究会の補助金などがございます。

172ページ、目4、教育指導費は、教育指導並びに職員の資質向上を図るための研修経費等で、主なものといたしましては、子育ての悩みや不安を抱く家庭に対し具体的な支援を行い、子どもの学校生活を充実させる学校・家庭連携支援モデル事業に係る家庭教育相談員や、子ども達が主体的に本に親しめるよう全小中学校に配置いたします読書サポーター、新1年生がスムーズに学校生活になじめるよう全小学校に配置いたします学級補助員に係る賃金、児童・生徒の家庭学習習慣の定着と学力向上を図るための学習サポーターに要する報償費、国際理解教育のための小・中学校の英語指導助手派遣に係る委託料、各種研究会等への補助金などがございます。

同ページ、目5、教育推進費は、中国帰国子女の日本語指導のための教師派遣

に係る経費が主なものでございます。

次に、174ページ、目6、人権教育指導費は、人権教育研究会補助金が、その主なものでございます。

同ページからの項2、小学校費、目1、学校管理費は、小学校10校の学校運営のための消耗品費、光熱水費、備品購入費等の経費、施設の維持管理のための点検等の経費及び、施設や設備の維持補修のための経費でございます。

続いて176ページ、目2、教育振興費は、国庫補助の対象となります理科・算数教材器具購入のための備品購入費、経済的理由により就学困難な児童に対する扶助費などでございます。

同ページ、目3、保健衛生費は、学校保健法に基づき委嘱いたしております学校医等に対する報酬及び、児童、教職員に対する各種健康診断委託等の経費でございます。

次に、178ページ、目4、学校給食費は、小学校の給食に要する経費で、主なものといたしましては、非常勤の給食調理員に係る賃金、給食施設等の維持補修に係る修繕料、給食食材の材料費、給食調理業務及び衛生管理等に係る委託料、鳥飼北小学校給食調理室のドライ運用施設への全面改修に伴う工事請負費及び、経済的理由により就学困難な児童に対する給食費の扶助費などでございます。前年度に比べまして、鳥飼北小学校給食調理室改修工事を実施いたしますため、増額となっております。

同ページ、目5、支援学級費は、小学校の支援学級に係る運営経費でございます。

目6、建設事業費は、平成20年度補正予算第2号で債務負担行為の議決をいただきました小学校5校の耐震二次診断委託料と、その結果を受けて行う耐震補

強実施設計委託料等の経費でございます。

次に、180ページからの項3、中学校費、目1、学校管理費は、中学校5校の管理運営のための消耗品費、光熱水費、備品購入費等の経費、施設の維持管理のための点検等の経費及び、施設や設備の補修のための経費でございます。21年度には、教育環境の改善整備を図るため、全中学校の普通教室へのエアコン設置工事費を計上いたしております。

同ページ、目2、教育振興費は、小学校と同様に国庫補助対象となる備品の購入に要する経費や、経済的理由により就学困難な生徒に対する扶助費などでございます。

182ページ、目3、保健衛生費は、小学校と同様に学校医等に対する報酬及び、生徒、教職員に対する各種健康診断などの経費でございます。

同ページ、目4、支援学級費は、中学校の支援学級の運営経費などでございます。

目5、建設事業費は、小学校費と同様に、耐震二次診断委託料と、その結果を受けて行う耐震補強実施設計委託料等の経費でございます。

次に、184ページからの項4、幼稚園費、目1、幼稚園管理費は、幼稚園3園の運営のための消耗品費、光熱水費、備品購入費等の経費及び、幼稚園施設の整備のための修繕や保守点検等に要する経費でございます。

同ページ、目2、教育振興費は、幼稚園教育の推進を図るための私立幼稚園就園奨励費補助金、また、私立幼稚園園児の保護者に対する保育料の負担軽減のための、私立幼稚園園児保護者補助金などでございます。

目3、保健衛生費は、小学校、中学校と同様に園医等に対する報酬及び、各種健康診断等の経費でございます。

186ページ、目4、建設事業費は、小学校、中学校と同様、耐震二次診断委託料と、その結果を受けて行う耐震補強実施設計委託料等の経費でございます。

以上、教育委員会にかかわります歳入と教育総務部にかかわります歳出予算の補足説明とさせていただきます。

○柴田繁勝委員長 続いて、大場生涯学習部長。

○大場生涯学習部長 次に、議案第1号、平成21年度摂津市一般会計当初予算の歳出のうち、生涯学習部にかかわる部分につきまして、事項別明細書の目を追って主なものについて補足説明を申し上げます。

初めに、186ページ、款9、教育費、項5、社会教育費、目1、社会教育総務費につきましては、社会教育委員報酬や生涯学習研修会の開催に係る報償金や各種負担金等でございます。

188ページ、目2、文化振興費につきましては、文化振興市民会議委員や、せっつ生涯学習大学講師の報償金のほか、美術展、演劇祭、芸能文化祭、音楽祭、フレッシュコンサートなどの委託料、生涯学習関係団体の活動の成果を発表する場として、生涯学習サミットや、ろうそくファンタジーなどを実施する生涯学習フェスティバルなど、各種文化振興事業に要する経費でございます。

前年度と比べ減額となっております主な理由といたしましては、各種文化事業の委託料を精査したことや、文化振興計画を広く市民にPRする文化振興計画冊子を平成20年度に作成したことなどによるものでございます。

目3、青少年対策費の主なものは、学童保育事業や青少年対策各種事業、青少年関係団体育成事業に要するもので、その主なものは、地域に密着した活動を推

進するための青少年指導員報酬、学童保育室指導員等の賃金、摂津学童保育室設計委託料、青少年リーダー養成を目的としたチャレンジャークラブ運営委託料、「わくわく広場」開催のための放課後子ども教室運営委託料などでございます。

前年度と比べ減額となっております主な理由といたしましては、20年度予算では三宅柳田学童保育室の新築工事費等が計上されていたことなどによるものでございます。

190ページ、目4、公民教育費につきましては、生涯学習まちづくり推進市民会議の委員報償金、家庭教育学級運営委託料などでございます。

前年度と比べ減額となっております主な理由といたしましては、家庭教育学級の開設見込み数の減などによるものでございます。

目5、公民館費につきましては、市立公民館5館の館長報酬をはじめ、公民館運営審議会委員の報酬、公民館に配置されている13名の社会教育指導嘱託員報酬、各種公民館講座開催にかかる報償金、各公民館まつりに要する経費、各公民館の運営、維持補修に要する経費などでございます。

前年度と比べ増額となっております主な理由といたしましては、別府公民館外2館の2階にトイレの設置、安威川公民館空調機器の補修などによるものでございます。

192ページ、目6、文化財保護費につきましては、文化財保護審議会の委員報酬などの経費や市内の文化財などを保護・保存するために要する経費でございます。

194ページ、項6図書館費、目1図書館総務費につきましては、図書館協議会委員報酬のほか、烏飼図書センターの

運営を摂津市施設管理公社に業務委託する経費等でございます。

目2、図書館管理費につきましては、市民図書館と烏飼図書センターの維持管理に要する経費及び図書館の電算システムに要する経費等でございます。

前年度に比べ減額となっておりますのは、市民図書館南面外壁の修繕完了に伴う修繕料の減などによるものでございます。

196ページ、項7、保健体育費、目1保健体育総務費につきましては、スポーツの振興を図るためご尽力いただいております体育指導委員報酬や社会体育施設に係る施設賠償責任保険料、大阪府体育指導委員連絡協議会負担金や大阪府体育連合負担金などでございます。

198ページ、目2、体育振興費につきましては、市長杯総合スポーツ大会、市民ニュースポーツのつどい事業、トレーニング指導者等派遣、市民マラソン大会に係る委託料、また、体育協会をはじめとする社会体育団体及び地区市民体育祭実施に係る補助金などでございます。

前年度より増額となっておりますのは、市民マラソン大会委託料の増額などによるものでございます。

目3、体育施設費につきましては、社会体育施設の指定管理者への委託料のほか、小、中学校のグラウンド・体育館の開放に伴う学校開放運営委員会への委託料、味生体育館用地の土地借上料、味生体育館トレーニングルームのトレーニング機器などの備品購入費などでございます。

前年度に比べ減額となっております主な理由といたしましては、市民体育館閉鎖に伴う指定管理者への管理委託料の減や、スポーツセンター開設に伴う改修や備品の整備を平成20年度に行ったこと、

また、体育施設維管理にかかる修繕料や改修工事費の減などによるものでございます。

以上、生涯学習部にかかわります歳出内容の補足説明とさせていただきます。

○柴田繁勝委員長 それでは、続いて羽原教育総務部長、補正について説明をお願いします。

○羽原教育総務部長 議案第10号、平成20年度摂津市一般会計補正予算（第4号）のうち、教育委員会にかかわります部分について、一括してご説明を申し上げます。

まず、予算書第1表、歳入歳出予算補正のうち、5ページの歳出でございますが、款9、教育費の補正前の額、31億5,751万7千円から9,447万8千円を減額し、補正後の予算額を30億6,303万9千円といたすものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書の目を追って、主なものについて補足説明をさせていただきます。

まず歳入でございますが、17ページ、款15、府支出金、項2、府補助金、目8、教育費府補助金は、放課後子ども教室推進事業補助金などの事業確定に伴いまして、減額するものでございます。まなび舎youth補助金につきましては、大阪府の事業採択に伴いまして増額するものでございます。

次に、18ページの項3、委託金、目4、教育費委託金の減額は、事業確定によるものでございます。

続きまして、20ページの款19、諸収入、項4、雑入、目2、雑入の保険料精算金の増額は、放課後子ども教室の傷害保険の精算によるものでございます。

次に、人件費を除く歳出についてご説明申し上げます。



まず、64ページの款9、教育費、項1、教育総務費、目2、事務局費の減額は、入札による差金及び奨学資金貸付金の対象者数の減少などが主なものでございます。

目4、教育指導費の減額は、事業の精査によるもの及び、読書サポーター賃金、学級補助員賃金の確定によるものでございます。

次に、66ページの項2、小学校費のうち、目1、学校管理費の減額は、事業の精査及び入札差金による不用額でございます。

67ページの日4、学校給食費は、入札差金等による不用額でございます。

同ページの項3、中学校費のうち、目1、学校管理費の減額は、事業の精査及び入札差金による不用額でございます。

次に、68ページの日2、教育振興費の減額は、卒業記念品の購入単価の減額による不用額でございます。

目5、建設事業費につきましては、入札差金による不用額でございます。

続きまして、69ページ、項4、幼稚園費のうち、目1、幼稚園管理費の減額は、事業の精査による不用額でございます。

次に、70ページの項5、社会教育費のうち、目2、文化振興費の減額は、せっつ生涯学習大学等の事業を精査したことによる不用額などでございます。

目3、青少年対策費の減額は、入室児童数の減による指導員賃金の不要額のほか、学童保育室施設整備事業では、現在の三宅柳田学童保育室新築工事等の入札差金及び事業の精査によるものなどでございます。

71ページの日4、公民教育費の減額は、家庭教育学級数の減による委託金の不用額でございます。

次に、72ページ、項6、図書館費、目1、図書館総務費の減額は、市民図書館協議会開催回数の減に伴う委員報酬の不用額でございます。

同ページの日2、図書館管理費の減額は、講師料及び設計委託料の不用額でございます。

次に、73ページ、項7、保健体育費、目1、保健体育総務費の減額は、体育指導委員報酬の不用額などでございます。

最後に、同ページの日3、体育施設費の減額は、入札差金による不用額でございます。

以上、教育委員会全体にかかわります補正予算の補足説明とさせていただきます。

○柴田繁勝委員長 説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑のある方。

藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 おはようございます。

順次、質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

例によって番号を申し上げますので、ご答弁をいただきますときには、番号をおっしゃっていただいてからご答弁をお願いしたいと思います。

1番目ですが、教職員人事事業に関連をいたしまして、予算概要書では106ページであります。

平成21年度の教育体制、新規採用の小学校、中学校別人数はどうなっているのかということ、そして近年、講師が職員に採用されるなどして結構集まりにくくなっているということをお聞きしておりますけれども、21年度の講師の募集実態はどのような状態なのか。そして、各校の校長先生が随分と、この講師の確保にも走り回っているということをお聞きをしたことがございますが、その実態はどのような状態なのかということをお答

えください。

2 番目、教育研究所移転事務事業に関連をいたしまして、これも予算概要は108 ページに載っております。

両年度に現男女共同参画センターに移転をするための設計委託料等が予算措置をされているところですが、移転に対しまして、この利用者の利便性はどのように考えていらっしゃるか、また移転時期をいつごろに設定をしてこのことを進めていくことになるのか、1 点目、お願いします。

3 番目、教育指導研修事業についてでございます。同じく、予算概要書では108 ページに載っております。

毎年、毎年、このいろいろなカリキュラムをつくられて教師の資質の向上やら、そのときに応じた傾向性を講座を使って展開されておりますけれども、今まで特に多くの人に参加されているのは、不登校関係とか、いじめを問題にしたものなんかがありました。去年から今年にかけてちょっと問題になっているのは体力アップ、体力の問題とか、それから携帯電話の件、府知事がいろいろなことをおっしゃって話題になりましたけれども、だんだんと考えるものはいろいろあるんですが、今年のカリキュラムをつくられる傾向性をどのように考えられているのかということです。

4 番目、学力定着度調査事業についてです。

この学力定着度調査事業については、その必要性につきましては、昨年11月の19年度の決算審査で議論いたしましたけれども、改めて試験方法ですね、どのように試験をされているか。それから、業者に委託をされますね、そのときの採点の分析、またそれが市に戻ってきてから、この分析・活用、こういう

一連の流れについて、ちょっと確認をしたいと思います。

それから、5 番目でございますが、特色ある学校づくり推進事業でございます。

予算概要書では110 ページになりますが、平成15年度よりこれは実施をされてきておりまして、学習指導要領から導入されたもので、学校で教育課程を編成をして総合的な学習の時間を適切にテーマ設定をすることになっておりましたけれども、これまでの取り組みの経緯と、そして今年度の方向性、特に一部、学習指導要領の改訂によりまして総合的な学習の時間が減少してくることになると思いますけれども、その辺の影響についてはどのように考えていらっしゃるのか。また、市として、そういうことも踏まえてどういう方向性、ねらいを持っていらっしゃるのか。

6 番目でございます。スクールガードリーダーの配置事業について、同じく予算概要書110 ページにあります。

スクールガードリーダーの事業は、これは大阪府でやっていらっしゃる事業だと思っておりますが、今年、市の方におりてきたのかなと思っておりますが、だから市としては新規事業ということになっていきますが、このスクールガードリーダーさん、どのような役割、そしてどのような資格の人が配置をされるのか、ちょっと確認をしたいと思います。

それから、今まで配置されていた大阪府の方から派遣されていたスクールガードリーダーさんとの違いがあるのかどうか。役割とか立場とか、人もそうですけど、違いがあるのかどうか。

それとともに、ちょっとその関連をします平成20年度内に市内で、子どもたちにまつわる声かけ事案とか、不審者にかかわる報告がなされている件数、把握

されているのであれば、ちょっとあわせて教えていただきたいと思います。

7番目、小学校の給食調理場改善事業です。予算概要書114ページです。

今年は、鳥飼北小学校が対象となっておりますね。この工事予定期間と、この給食が実施できない時期がまたがってくるとは思いますけども、その間の措置をどのようにされるのか。また、保護者へのそういったことについて、どうしても夏休みから少し延びて、今までもそうですね、いってますね。9月ぐらいは給食が実施できないというふうになっていきますが、その辺の周知を保護者にどのようにしていかれるのかということをお考えをお聞かせください。

8番目、学校の耐震化です。

学校耐震化につきましては、先日、耐震診断状況の報告書をいただきました。幼稚園が診断の対象になったということで、以前は幼稚園の統廃合のときなんかも、この耐震からは外れていますということで認識をしておりましたけれども、今回は幼稚園が入ってくるということでございまして、その辺の経緯・経過をちょっとご説明ください。

そして、現在、第2次診断中というものがこの中で20棟ありますね。そのうち第1次診断でI s値が0.3以下というのが5棟あります。

また、小学校の体育館の5館と中学校の体育館3館は、1次診断を受けていませんので、その目安となる数値もないわけですが、ちょっとほかのものを見ますと、なかなか厳しそうな感じですね。

第四中学校の体育館が既に耐震工事が必要ということが決まっていますが、このI s値が0.3、保有水平耐力0.7以下というふうに、これがまず優先的にしないといけないということになるんで

しょうが、予測としてマックスどれぐらいの棟数が上がってくることが予想されるのか、全然わからへんのかもわかりませんが、ちょっとその辺の予測について、今、教育委員会として持っていらっしゃたら、ちょっと教えてください。

それと、校舎と体育館では補助をする省庁が違っていたと思うんですが、そういう補助金の関係で、今、かさ上げの状態になっていきますけども、国の基準として違いがなかったのかどうか、ちょっと補助金の関係もご説明をお願いしたいと思います。

9番目、中学校学習環境改善事業です。予算概要書118ページ、クーラーの設置ということで、大変財政の厳しい中で、統廃合のときにも教育環境の改善でクーラーというのがありましたけれども、そういうこともあったにせよ、子どもたちの教育の充実に力点を置かれまして、普通教室にまで設置を決断していただきました市長に敬意を表します。

この実際の設置につきましては、恐らく室外機の設置は屋上になるんだろうと思いますし、またそのためにも広範囲にわたって足場が組まれてくると思うんですけども、この工事方法、こういうふうな形で、今、概略をちょっと言いましたけども、こんな感じで工事になると思われます。これは、子どもに対しての安全上の問題もありますので、ちょっと概略、つかんでいらっしゃるところを、イメージをちょっとおっしゃってください。

10番目、音楽祭開催事業についてです。概要書の124ページに記載されていますが、摂津音楽祭、毎年行われておりまして、国内的にも大変有名な音楽祭ということで、我々も大変誇りに思っております。財政難の中、年々予算もどんどん削られてきつつも、これは残してい

こうという思いでやっていらっしゃるし、我々もその思いでいます。

ただ、レベルが下がるとちょっとやっぱりこれはコンクールとしてはよろしくないということで、これはいいとこばかり取るようですけど、レベルを高いままで費用をかけずに、しかも続けていこうということを考えているわけですが、このレベルの問題、このコンクールの命とも言えると思うんですね。

レベルが下がれば、やっぱり応募者も下がってきて、このコンクールそのもののレベルも下がるということになりますから、近年、ちょっと応募者が減ってきているのではないかと危惧をしています。

その辺の現状、どのようになってきているのか。ちょっと、去年なんか80何人でしたので、以前は150人とか申し込みがあったということをお聞きしましたので、その辺の経緯と、それからこの参加していただくためのどのように努力をされていらっしゃるのか、その辺のことも伺いをしたいと思います。

11番、こども会の育成事業です。予算概要の126ページに載っています。

市として、こども会活動の育成推進をされていますけども、これは年々こども会の団体も減っているし、加入者も減ってきているということが問題視されています。現状では、どれぐらいの団体数、加入者になっているのか、最初に1回目のご答弁をください。

12番、放課後子ども教室推進事業です。予算概要書126ページにあります。

「わくわく広場」、これも随分と今まで議論をしてまいりました。もう定着をしてきたと言っても過言ではないと思いますが、年々充実させていただくための議論や要望ということでやっていますが、平成21年度においては、具体的にどの

ように充実をさせていただけるのか、こういった部分が拡充されていくのかということについてご答弁をお願いします。

13番目、家庭教育学級事業です。先ほどもちょっと説明がありましたが、予算概要書128ページにあります。親が家庭教育の重要性を認識し、子どもを育成するために必要な知識・技術を身につけながら、親同士の交流、仲間づくりを行うために、市内在住・在勤者で組織するグループに委託料を支払っていくというふうな事業ですね。

先ほども、この補正予算の中では、対象となる団体が少なくなったので減額しますという話がありましたけれども、この20年度の実績、どの程度の団体にこの委託ができているのか、また実際に展開、それが目的を達成するための評価ですか、ちょっと入れていただきたいのと、それと21年度予定されていますが、これもちょっと弱気な予算になっていますので、これはある程度見通しが立っていると思うんですけども、比べて21年度は委託団体がどれぐらいになりそうなのかということですね、これを1回目をお願いします。

14番目、公民館の施設改修事業です。130ページ、予算概要書に載っています。

公民館施設改修事業として別府公民館と千里丘公民館と味生公民館の2階にトイレを設置していただけるということでございます。

公民館が以前から多くの高齢者に利用されているという実態がありますし、本来、エレベーターとかがないということが問題視をされていて、バリア施設、バリアフリーではない、バリア施設であるということにして、今回、せめて2階にトイレをということで、厳しい財政の

中で決定をしていただいたわけでございまして、これはこれでひとつ感謝を申し上げたいと思います。

ただ、いろいろとこれは議論があったところだと思うんですが、かなり老朽化している建物でもありますよね。この間の代表質問でもありましたが、別府公民館なんかはもう建てて30何年か経っていて、本来なら建てかえという議論が随分あったと思うんですが、それからエレベーターを設置するという議論なんかもあったと思うんですね。ちょっとその辺の庁内でこのトイレに至るまでの議論の中身を教えていただきたいと思います。

15番目、電波障害対策施設保守点検委託料でございます。予算概要では132ページです。

これは、市民図書館に関連したところで、電波障害対策の委託料がついていますが、ご存じのように2011年問題がありまして、地デジに変わりますと、電波障害については多くがなくなるということになります。市の建物関連でも、たくさんこの電波障害の対象で対策をしていますが、どのようにされるのか、開始をされた後、2011年になるに当たって方針を決めていらっしゃるのか。

地域の方は地域の人でまたそのことについていろいろと要望とか意図があると思うんですが、そういう人たちに対してどのように今後そのことを伝えていったりするのかということ、方針を決めていらっしゃったら教えてください。

16番目、温水プールの管理事業です。

今年度から温水プールの駐車場をこの大阪府用地、十三高槻線のところの真ん中の島のところを借りて設置をされていますけども、そこに常駐で係員さんがいらっしゃるんですね。この係員さんは必要なのかどうかと。車が余り来ないのに

ずっと座っていらっしゃるなという感じがするんですけど、その辺の見解を教えてください。

17番目、学校敷地内の禁煙です。

今年の4月1日から、いよいよ学校敷地内での禁煙が始まりますけども、本市は先進的な取り組みといたしまして、市内全公共施設内の全面禁煙を平成15年の5月から実施をいたしているところですが、私どもの方は、その翌年あたりから、この学校の園、敷地内の禁煙についても訴えをさせていただいたところですが、今回実施をしていただけるということでございまして、6年経ちまして北摂地域で最後の実施となったようでございまして、片や先進的な取り組みと、後ろから一番の取り組みということで、何となく複雑な気持ちなんですけど、実際にこの実施に至るまでのご苦労ですね、これは先ほど他市が先にやったということはそれはもう結構ですから、そういうことではなくて、市としてやっぱりこれは子どもたちのために進めるんだという、そういう趣旨をちょっと明確に一度、ここでおっしゃっていただきたいと思います。

それから、実際の話と、それに対して教職員の方はやっぱりたばこを吸っていらっしゃる方もいらっしゃいますから、この人たちとの話し合いはどうだったのか。教職員の方は今後どこでたばこを吸うのか。たばこを吸わないのが一番いいんですけどね、なかなかそうはいかないと思いますから、どこでたばこを吸われることになるのか。また、喫煙率、大分減っていらっしゃるのかなという気もするんですけど、喫煙率も含めて、ちょっと把握されていればおっしゃってください。それが1回目です。

18番目、教員免許の更新について。

いよいよこの21年4月から教員免許の更新制度がスタートいたします。今年の対象者は、平成21年の4月1日から23年1月31日までに30時間の更新講習を受けなければいけないということになっているんですが、対象者が昭和30年の4月2日から31年4月1日生まれの人、昭和40年4月2日から41年4月1日生まれ、昭和50年4月2日から51年4月1日生まれという三つの世代ですね、年代の人が今年対象になります。

これで、10年かけてすべての教員が免許の更新をするということになっていますが、この更新を免除されている人もいますね。講習を受けずに更新ができるという人は、校長、教頭、それから主幹 教諭、指導教諭、指導主事、こういった人たちは講習を受ける必要がないということになっていますね。

ですから、ここにいらっしゃる皆さんはもう受けなくてもいいんですかね、申請したらいいということになるのかもかもしれませんが、この第1陣の対象者ですね、市内の教職員の中で、幼稚園も含めてですが、幼稚園、小学校、中学校でそれぞれ何人いらっしゃるのか、つかんでいらっしゃるかどうか、ちょっとお願いしたいと思います。

それから、講師、臨時職員の方もそれがわかっていらっしゃるれば教えていただきたいと思います。

19番目、新学習指導要領への移行期間ということですが、いよいよ新しい学習指導要領の移行になってまいります。小学校では平成23年に、中学校では24年に本格実施になりますので、21年度より移行期間というふうになってまいります。本市におきまして、この授業時間数は既にもう変えていくことになる

と思いますが、具体的にどのように授業時間数等について変えていくことになるのか。いろいろ学校では、行事を減らしたり苦勞しているようです。来年の分です。その辺のちょっと中身を教えてください。

それから、20番目、摂津市子ども読書活動推進計画です。

現在あります計画が17年6月にできたものでございまして、5年間の計画ということになっていますので、22年の5月までという計画ですね。この中にあるんですが、「計画期間中においても、必要に応じて内容の変更・修正を行う」というふうに記載をされています。実際はどうなんでしょうか。今まで、そういう計画を一部変えられたのか、それともこの1年半ぐらいの間でまたそれがいいのか。また、その後、この現計画が終わった後、次期計画を策定をしていくということになるのかどうか、教えてください。

21番目、地域総合スポーツクラブの創設についてです。

地域総合スポーツクラブの創設については久しぶりに質問をさせていただきますが、これは文部科学省のスポーツ振興基本計画というのによりまして、「平成13年度から22年度までの計画期間内に全国の各市町村に少なくとも一つは育成することを目標とする」と、こういうことでスタートしておりまして、もう随分たっておりまして、いろいろと調査したりやっていたいてきたんですが、もうあと21年、22年となりました。どういう状態になっているのか。21年度、22年度に設立できるかどうかも含めて、めどをちょっと教えてください。

それから、22番目に、体育館の使用料についてです。

摂津市内の利用されている団体の方か

ら、鳥飼体育館、正雀体育館、味生体育館、これ、もともとあった体育館ですが、この体育館の使用料がちょっとほかに比べたら高いですという声をちょっと聞くんですけども、全面で3,000円という値段を取られているんですが、特にこの土日・祝日については2割増しというふうになっていますし、また小・中学生が使う場合については割引等が他市なんかはあるんですよということになっているんですけど、その辺のちょっと実態をどういうふうに思われているのか、一度、見解を教えてください。

23番目、ここからスクールプラン2008に即してちょっと質問をさせていただきます。

摂津市教育委員会のこの教育改革セカンドステージということで、ホームページにも書いていらっしゃるんですけども、スクールプラン2008ということで、この教育改革のプロセス・プログラムなんかはずっとまとめて書いていらっしゃるんですけども、これは21年度も恐らくこれに即してまた進めていっていただけるんだろうなと、こう思っているわけですけども、何かこの部分から新たに追加になっていくよとか、こういう部分は変更になりますよという部分がありましたら、ちょっと最初にお聞きしておきたいと思います。

その中で記載されている中に、小学校1年生学級補助員配置事業というのがあります。平成20年度では、一部の学校で先行実施をされまして、その実績に基づいて、今度は全校配置ということに21年度では変わってくるということでございますが、もう既に配置される方については募集も終わっているところだと思うんですけど、この人員募集の状況がどうだったのかということと、またどうい

う人たちがそろったのか、配置される人たちですね。売り手市場なのか買い手市場なのかわかりませんが、質の問題とか、やっぱり気になるそこら辺は、どういう人が実際に入ってくれはるのかなということも非常に気になる場所ですので、その辺、教育委員会として人選された側で一度おっしゃってください。

それから、24番目です。同じく、このスクールプランの中にも入っています。学校読書活動推進サポーターの配置事業です。

これも、昨年、20年度から実施をさせていただきまして、引き続き21年度も実施をさせていただくということになっています。

これは、大体1年が経過しまして、各学校でもいろいろと変わってきたという、図書室の環境等も変わってきたという声も聞いていますが、教育委員会としてどのようにそのことについて評価をされているのかということと、そして2年目になります、さらにどのようにこれを方向づけていこうとされているのか、その方向性・期待をちょっと語っていただきたいと思います。

それから、25番目、学習サポーター派遣事業です。

これも、20年の先行実施、21年度については全校で実施というふうになってまいりますけども、これももう既に募集も終わっていらっしゃるんじゃないかなと思うんですが、この募集状況はどうだったのか、どんな方々が行っていただけたのか、配置されていくのかということも気になりますので、そのことを教えてください。

それから、また実際、各学校でどのようにこの方たちを中心にして取り組まれていくのか。「放課後しゅくだい広場」

というものがなされるというふうには聞いていますけども、週2回ぐらいということになるんですかね、この辺の状況と、それからそれを今後どうしていくのか、ふやしていくとかいう、毎日でもだんだんとふやしていくような方向にしていくなのか、その辺のことをちょっと教えてください。

それから、26番目、食育の推進についてです。

昨年の全国学力定着度調査から、摂津の子どもたちは朝食を食べている子どもたちの割合が低いという結果が出ていますけども、そのための新年度の取り組みでどのようなことを考えていらっしゃるのか、このことに対応するため食育の部分でどういうふうなことを考えていらっしゃるのか、ご答弁をお願いします。

それから、27番目になります。携帯電話の対策について。

これも、同じく全国学力・学習状況調査から、摂津の子どもたちは携帯電話を毎日使う割合が高いという結果が出ております。

近々、またそういう教育委員会主催の講演会も予定されていますけども、こういう取り組み、新年度として、こういったことに対する対策、また大阪府知事も「携帯禁止」というふうなことをマスコミで発表されたりとかして、いろいろ議論が巻き起こっていますが、こういう取り組み、何か考えていらっしゃれば、ご答弁をお願いします。

それから、28番目、学校へ行こうプラン事業というのが20年度までありましたが、21年度の予算の中ではちょっと見当たらないんですが、水泳の補助員とか、いろいろ予算をつけてやっていただいていたんですけど、これ、始まったときは、夏休みも学校で宿題ができた

とか、そんなところまで膨らんでいくのかなというふうに思っていたんですけど、今回、中学校でクーラーがつかますし、やがては小学校にもついて、夏休みに学校へ行って宿題なんかもできるのかなと思っていましたが、これはどこへ行ったのか、夏休み学校へ行こうプラン事業がわからないので、ちょっとこの辺、どうなのかを教えてください。

最後、29番目です。学校協議会について。

これも、数年前から学校協議会が各学校において開催をされています。学校協議委員さんが任命されて、されていますけども、その取り組みがもう一つちょっとわからないんですね。見えてこないというのがありまして、実際にどのように取り組まれているのかということと、そのことが実際に開かれた学校づくりとかに本当に役に立っているのかどうか。

学校によって、やっぱり開かれている回数も違いがあるようです。学級ごとにとられているところもあれば、年度初めと年度末にしかとられていないようなところもあるみたいですし、本当にこの学校の改革につながっていているのかというところがちょっと疑問なんで、その辺のことを実情を教えてください。

以上で、1回目の質問とします。

○柴田繁勝委員長 答弁をお願いします。

馬場次長。

○馬場教育総務部次長 17番目の学校の禁煙の取り組みについて答弁申し上げます。

学校の禁煙につきましては、学校の敷地内の管理の状況ということですので、教育委員会の総務課で取り組ませていただいております。

それで、この趣旨は、議員がおっしゃっていましたが、15年に健康増進法



が改正されまして、「学校等の公共施設では、公共施設の管理者は喫煙を防止するために分煙等の必要な措置を講じなければならない」というふうに定められたことによりまして実施するものでございますが、既に学校の校舎内におきましては、当時から禁煙ということにいたしておりました。

この間、いろいろと協議を進めてきた中で、学校施設につきましては、学校のみならず、摂津市の場合は広く市民に利用を供しております。地区体育祭でありますとか、防災訓練でありますとか、いろんな形で地域住民の利用が広がっておりますので、教育委員会だけではなかなか済まなかったという状況でございます。

ただ、今日の状況になりますと、この三島地域の状況等を考えまして、やはり摂津市におきましてこの4月1日から学校の敷地内を全面的に禁煙にすべきであろうという形で内部で協議いたしまして、その中で、子どもの教育上の観点からこれを実施したいということでございます。

そういう方針の中で、学校との話し合いでございますが、1月、2月、3月と校長会、教頭会の方で北摂の各種の状況の情報提供と、それと私どもの考えをそこでお話をいたしました。

校長、教頭の方からは、これについては賛成すると、まずそういう前段でお話がありまして、ただ賛成する立場として、やはりそういう市民の協力について一定危惧があるということがございました。

それと、学校が率先してするけれども、この趣旨に従って、ぜひ市役所のほかの公共施設もやってほしいと、そういう要望もございました。

それで、そういった校長、教頭の判断がございまして、私どもは広く周知をし

なければならないということで、自治連合会の役員会に出向きまして、この趣旨を申し上げました。

最終的には、自治連合会の方もこの趣旨に反対するものではないという、そういうご発言もいただきまして、今後、各自治会等でこの辺についてのご協力をしていただく取り組みをしていただけるものと期待いたしております。

それで、この4月1日以降、じゃあ先生たちがどうするんだろうかというご懸念でございますが、先生方の中で喫煙されている先生ももちろんおられます。

しかし、やはり教育上の観点ということから、ぜひ先生方にはそのあたりをご理解いただきたいと思っております。

平成15年に建物内の禁煙を行った場合に、それをきっかけに禁煙しようということで禁煙された先生もおられるというふうに聞いております。

ですから、これがきっかけになりまして、そういう方向が広がっていけばいいのではないかと期待いたしております。

ただ、喫煙される先生がおられることも事実でございますので、学校の敷地内では吸えないということですので、節度あるそういう喫煙の対応をしていただけたらと考えております。

なお、学校の先生方の喫煙率についての調査はいたしておりません。

○柴田繁勝委員長 それじゃあ、今のは17番の答弁だったんですね。

できるだけこの順番に沿って答弁してあげていただく方が質問者もわかりやすいんじゃないかと思うんですが、そのことも配慮して、ご答弁の方、ひとつよろしく願います。

次、前馬課長。

○前馬学校教育課長 まず1番の教職員の人事にかかわってご答弁申し上げます。

平成21年度の小・中学校の新規採用の教職員でございますが、小学校の教諭が16名、中学校が5名、養護教諭が1名、事務職員1名の計23名でございます。

すべての欠員がこの新規採用教職員で補充されているわけではございませんので、新年度も講師、いわゆる定数内講師と申しますが、講師の補充は必要でございます。

現在、年度当初でございますので、人員の確保は年度途中よりも困難であるということはございませんが、ただ中学校の教科によっては、非常にその講師の確保が困難な状況でございます。

また、非常勤講師の確保ですね、さまざまな形で府の方から非常勤講師を配置していただいておりますけれども、時間数が非常に少ない中で、より時間の多い常勤講師を目指す者が多い状況がございますので、非常勤講師の確保については非常に困難でございます。

「校長が走り回っている現状がある」とご指摘がございましたが、さまざまなところから講師をご紹介いただいたりしておりますので、校長先生にも情報提供をお願いしておりますので、校長は直接人員を確保して採用するということはできませんので、情報提供を学校長に求めているところでございます。

次に、3番の教育指導研修事業にかかわってでございます。

教職員の資質向上のための研修、平成21年度も行っていく予定はしております。

ご指摘ありました不登校、いじめ問題の対応のための研修、このようなものも中心になっていきますが、もちろん生徒指導にかかわっては、携帯電話を含めた情報セキュリティの問題、この確保にか

かわっての研修等も行ってまいります。

この後のスクールプランともかかわってきますが、授業改善のための研修が21年度は非常に重要であると考えております。

ですから、21年度の方としては、これまでの重要課題を解決するための研修に加えて、より授業改善のための研修がふえていく、そのような方向を考えております。

続きまして、学力定着度調査事業、4番でございます。学力定着度調査事業にかかわっては、この調査そのものにつきましては、小学校5年生の児童、中学校2年生の生徒を対象に行います。5月末を予定しております。

実施後、これは業者の方へ回収しまして、採点、また数字的な分析を業者の方で行い、約1カ月後に教育委員会を通して学校へ、また児童生徒へその結果を返却いたします。

その後、教育委員会事務局の方では、この結果を分析し、改めて課題が何であるか分析した後、この夏季休業期間に管理職、あるいは学力向上等の担当の教員を集めまして、この課題・分析等の説明会を行います。

その後、全国学力・学習状況調査の結果も踏まえ、各学校では学力向上プランの修正を行い、年度当初から行ってきた学力向上方策についてさらに修正・強化を行うものでございます。

続きまして、5番の特色ある学校づくり推進事業にかかわってでございます。

この特色ある学校づくり推進事業でございますが、各学校の教育課程の編成権は各学校にございますが、この教育課程の編成に当たっては、児童に生きる力をはぐくむことを目指し、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開すると。学

習指導要領の総則にも記されております。その中で、各学校の特色ある教育課程編成を支援する事業でございます。

ご指摘の中で、総合的な学習の時間の取り組みの支援、これももちろん教育課程の中に含まれますが、これのみを示すわけではございません。総合的に全体的な教育課程編成にかかわっての支援のための事業でございます。

指導要領も変わり、移行措置期間に突入します。その中で、総合的な学習の時間は減少しますが、総合的な学習の時間を中心に行っておった活用力の育成は各教科で完結しなければならない、そのように言われております。

したがって、改めて教育課程そのものを見直し、教科、あるいは領域の授業の充実を図らなければなりません。そのために、この特色ある学校づくり推進事業を各学校活用するよう指導してまいりたいと思っております。

6番のスクールガードリーダー配置事業でございます。

この事業でございますが、スクールガードリーダーの役割、これは地域社会全体で学校安全に取り組む体制を整備し、安全で安心できる学校を確立することができるよう、このスクールガードリーダーを配置するものでございます。

どんな資格の方かというお問い合わせございましたが、警察官のOB等に依頼しておる現状でございます。

今後の方向性でございますが、これまでの大阪府から派遣されておった形ですね、この形を引き継ぎながら、その専門的なこれまでの経験等を生かしていただきながら、地域での安全体制を確立していきたいと思っております。

危険箇所の点検、また児童の様子であるとか、このスクールガードリーダーか

ら報告を受けながら、また各学校へも安全体制の見直し等を指導しておるところでございます。

続きまして、平成20年度の声かけ事案等の発生件数でございますが、教育委員会事務局に連絡等があったものは、現在のところ約60件でございます。

平成19年度が全体で57件ございましたから、若干、件数がふえておる現状でございます。そのため、このスクールガードリーダーを有効に活用しながら子どもの安全確保を図ってまいりたいと思っております。

続きまして、19番、新学習指導要領の移行措置期間、授業時数増について具体的にどう対応していくかでございます。

ご承知のとおり、平成21年度から小学校、中学校とも新学習指導要領の移行措置期間に突入をいたします。

時数で申しますと、小学校では、平成21年度・22年度は、全学年で週当たり1時間の授業時数増がございます。

中学校では、平成24年度の本格実施まで総時数の増加はございません。ですから、週当たりの時数は現行のままでございます。

その授業時数増に対してどのような取り組みを行っていくかということでございますが、現在も行っておりますが、いわゆる標準時数、指導要領で定められております週当たりの授業時数に小学校4年生以上、小学校4年、5年、6年、中学校1・2・3年は、現在も1時間、時数増を行っております。

平成21年度からも、この標準時数プラス1、これを継続してまいります。

もちろん、その後の時数増に備えて、小学校、中学校でも行事の精選、また行事の持ち方の工夫を現在検討しておるところでございます。

なお、現在、学校創立記念日は休業日、子どもたちにとって授業をしない日でございましたが、それを授業日に変えることを検討しております。

次に、23番、スクールプラン2008に即しての21年度の新たな追加事項はあるかどうか。

基本的には、現在のこのスクールプランの柱を継承してまいりたいと思っております。わかる授業づくり、安心できる居場所づくり、開かれた学校づくりを基本にしながら、この取り組みを進めてまいります。

ただし、特に心の教育の推進、いじめ・不登校の問題にさらに取り組まなければなりません。心の教育の推進の強化、あるいは先ほど申し上げましたが、授業改善、さまざまな生活改善を地域・保護者に訴えておりますが、しかし学力向上のためには授業改善が基本でございます。ですから、授業改善についても、この柱の中に、具体的な取り組みですね、入ってくることとなります。

スクールプランのもとになる摂津市教育方針がございますが、その教育方針の中にそのようなことを盛り込みながら取り組みを進めてまいります。

小学校1年生の学級補助員の配置事業でございますが、平成21年度、全小学校の1年生全学級に配置いたします。

現在、既に募集を終え、面接による選考等を終えたところでございます。非常にやる気のある方が集まっております。元教員の方もおられます。教員免許等をお持ちの方もたくさんおられます。

そのような中で、非常に質的には高い方、これは語弊があるかもしれませんが、そろったのではないかと考えております。

ただし、学校現場を経験されていない方もおられますので、今後、各学校、配

置された学校での指導、また教育委員会事務局の方での研修等も必要ではないかと考えております。

24番の学校読書活動推進サポーターでございます。この事業についてどのように評価しておくか。

学校の図書室の開室時間が、どの学校も非常に長くなりました。子どもたちが図書室を利用できる時間が長くなったということでございます。

また、これまで放課後、利用できていなかったような状況の中で、どうしても本離れ、読書離れの子どもがおったわけですけれども、そのような意味からしますと、非常に読書に親しむ時間がふえてき、子どもたち読書好きになってきた現状はございます。

2年目の方向性でございますが、人の配置がなされますと、その人に頼り切る、こういう現状はさまざまな人的措置の中でございます。学校の組織の中で読書活動の推進を行っていく必要があると思っております。

したがって、この読書活動推進サポーターを有効に活用しながら、学校組織でいかにこの読書運動を推進するかが課題であると考えております。また、そのような中で、さらに有効な活用が期待されると思っております。

25番の学習サポーター派遣事業にかかわってでございますが、若干、1年生の学級補助員や学校読書活動推進サポーターとの雇用の仕方の違いがございます。非常勤職員という形の派遣でございませぬので、退職教員や学生、また地域の方を有償ボランティアという形で配置するものでございます。

したがって、学校の必要な状況に合わせながら、随時、学校へこのサポーターを派遣していく形になってまいりま

す。

現在、私どもの方では、全校に放課後学習教室を配置したいという旨、各学校に伝えております。青少年課とも連携しながら、全校に配置できるよう、また具体的に学校で何曜日にこの放課後学習教室が開設できるのか、学校とも情報交換しながら進めてまいりたいと思っております。

今年度、非常に各学校での活用も多かったです。この拡大の中で、さらに子どもたちの学習意欲の向上と学習習慣の確立を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、食育推進について、26番でございます。朝食の摂取率が非常に低い状況の中で、改めて食育の重要性を感じております。

今年度、栄養教諭等を中心にしながら、二度にわたって、この食育にかかわっての研究授業を開催し、多くの教員等が集まって研究を進めたところでございます。

来年度へ向けまして、食事の問題だけではなく、子どもたちの基本的な生活習慣の定着を目指してまいりたいと思っておりますので、その一環として、朝食を含めた食育の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

27番の携帯電話の対策についてでございます。

本市の児童・生徒、非常に使用率が高い状況でございます。また、使用時間も長くなっております。保護者が携帯電話で何ができるのか、この非常に向上しております携帯電話の機能について、保護者が知らずに与えておる場合もございません。

今後、保護者への啓発も進めながら、また正しく利用できる態度等を児童・生徒にも育成することが必要であると考え

ております。

その皮切りにと申しますか、この14日に三宅柳田小学校のホールで、携帯電話の利用にかかわっての講習会、保護者向けに行いますので、時間がありましたらぜひお越しいただきますよう、お願いいたします。

続いて、夏休み学校へ行こうプラン、21年度はこの事業が廃止になっております。

廃止理由は、水泳のみにこの活用が限定されてしまっておったこと。以前は、図書室の利用、夏休みの図書館の開室等に活用があったんですけども、学校読書活動推進サポーターの配置によりまして、そちらでの活用がなくなってしまいました。

また、各学校、補習等を行っておるんですけども、その補習にかかわっても、この学習サポーターの利用等ができますので、したがって夏休み学校へ行こうプランが水泳のみへの対応になっておる現状がございました。

そこで、今回、この学習サポーターの派遣事業の拡充の中には、「夏休みの水泳指導にかかわっては利用してもいい」、そのようにしております。

つまり、小学校の夏休みの水泳指導は、いわゆる体育の補習の位置づけになります。したがって、この学習サポーターの利用を夏休みの水泳指導に充てる、そのようなことで対応してまいりたいと思っております。

ご指摘ありました夏休みの補習等にかかわっては、我々も推進していきたいと思っております。夏休み学校へ行こうプランの事業の趣旨等は生かしながら、ほかの事業で補っていききたいと考えております。

最後に、29番の学校協議会でござい

ます。

平成19年度より、全校にこの学校協議会が設置され、各学校の課題等につき協議いただいております。

今年度、全小・中学校で3名以上の学校協議委員が委嘱され、話し合いが行われております。

ご指摘のとおり、回数は若干、学校によって差はございます。また、一回一回の会議の時間、この長さ等にも差はございます。

ただし、各学校での課題、特に学力問題、それから生活指導の問題については、話し合いを持たれ、この協議委員に学校の課題解決のためにご意見もいただいております。

今年度から法律改正によりまして、学校評価が義務づけられております。自己評価をし、公表する。その中で、自己評価について、この学校協議会でまたご議論もいただくということになっております。

年度末に、各学校から学校評価及び学校協議会の開催状況等についても報告を受けますので、また機会がありましたら、その内容についてもお知らせしていきたいと思っております。

○柴田繁勝委員長 2番目の答弁、以登田参事さん。

○以登田教育総務部参事 2番目、研究所移転に関する質問に対してお答えいたします。

現在の男女共同参画センターの位置に移ることによりまして、利便性の向上が図られるとともに、学校や家庭を支援する拠点となると考えております。

移転の時期につきましては、南千里丘のまちづくりの進捗状況によりまして確定してくるものであるというところでございます。

男女共同参画センターの移転が完了いたしました後に改修工事をして、移転という形にしたいと思っております。

○柴田繁勝委員長 次、小学校の給食場改善と保護者への周知について大橋参事。

○大橋学務課参事 そうしましたら、質問番号7番、鳥飼北小学校給食調理室改修工事にかかわりますご質問にご答弁申し上げます。

鳥飼北小学校の給食調理室は、昭和57年開校以来、大規模な維持補修を実施しておらず、今回、完全ドライ化施設として工事を実施させていただくわけですが、その工事期間につきましては、学務課といたしましては、夏休み中の実施をできるだけ考えております。

そのために、早く入札をし、業者の選定をする中で、業者とも協議しながら、その努力をしてみたいというふうに考えておりますが、業者の持っておりますノウハウ、また夏休み期間中ということもありまして、台風等の天候のことも考慮する必要があるというふうには考えております。

したがって、もし代替給食の部分について考えなければならないということになりましたら、過去、千里丘小学校、また鳥飼西小学校でもそのような実施をしておりますので、そのときの経験を踏まえながら、できるだけ早く保護者の方々に周知をしながら、ご理解をいただくよう努めてみたいというふうに考えております。

○柴田繁勝委員長 次、学校耐震化について幼稚園のことで岩見参事。

○岩見総務課参事 質問の8番目でございます。学校の耐震化に伴いまして、幼稚園も対象になったという経緯と、それとI s値0.3未満になるという棟数の予測はということ、それと学校の校舎・

体育館かさ上げに対象になっているのは、国基準、交付金の違いがあるのかということで、3点、お答えさせていただきます。

まず、幼稚園の対象となった経緯でございますけれども、これまで地震防災対策特別措置法の中で緊急事業5カ年計画制度がございました。第1次が平成8年から12年まで、第2次として平成13年から18年まで、第3次として、現在行っております第3次ですけれども、平成18年から22年度までということになっております。

その中で、公立幼稚園という施設が対象から外れておりましたが、今日の情勢といたしますか、文部科学省も幼稚園施設につきましても文教施設ということで、中に含めるということで、昨年、平成20年の6月に法が改正されたときと同時に、幼稚園の追加が決定をされました。

それで、幼稚園につきましても、I s 値0.3未満につきましては、3分の2のかさ上げ、それ以外のものにつきましては、2分の1ということになっております。

それと、次に0.3未満の棟数の予測はということでございますけれども、今現在、2次診断を行っている棟数が、幼稚園・小・中学校合わせて20棟ございます。第四中学校につきましては、平成20年度の年度当初より2次診断を実施いたしましたので、近々に数値が出たわけでございますので、一応、体育館については0.19という低い数値となっております。

校舎につきましては、第1次診断で、コンピュータの簡易ソフトでございますけれども、しておる数字で、0.3未満の棟数がございましたので、その分を含めて、今現在、2次診断を行っております。

す。

ただ、この2次診断の結果につきましては、1次診断よりもいい方に振れるというふうに見込んでおりますので、校舎の方は、1次診断で0.3に近い数字のものは0.3を上回るのではないかなというふうなことで建築担当部局とも話をさせていただいております。

ですので、経験上なんですけれども、小学校、今、2校について体育館の耐震工事を終えております。

第四中学校についても、I s 値、2次診断で0.19という低い数値になっておりますので、やはり大空間といたしますか、大きな空間でしているところについては、I s 値が低いのかなというふうに考えるところでございます。

ですので、正式には、2次診断、この夏、8月末までには2次診断の結果が出るというようにしておりますので、それまでは何棟がどうなるかというのはちょっと予想といたしますか、はっきりと言えないというのが現状でございます。

続いて、校舎・体育館のかさ上げということでの国基準、交付金の違いがあるのかということでございますけれども、まず校舎につきましては、地震防災対策特別措置法の第1次につきましては、かさ上げの対象となっております。

それで、第2次、平成18年の6月に国の方から通知が参りまして、その第3次から体育館についてのかさ上げが対象となりました。かさ上げと申し上げましても、2分の1ということでございます。

それで、今年の20年6月の改正によりまして、校舎・体育館同様に、0.3未満については3分の2のかさ上げの対象となっております。

ですので、特段、今現状では、国基準、交付金の違いというのはございません。

続いて、9番目のエアコンの設置に伴いまして、足場とか、こういったイメージで工法するののかということをごさいますけれども、これにつきましては、本年、新年度予算、4月早々より実施設計に入りたいと考えております。

2カ月程度費やしまして実施設計を行い、その後、早いうちに工事着手ということで考えておりますので、その実施設計がどのような形でされるのかということは、まだこれからの話でございますけれども、20年度に実施いたしましたエアコン設置工事につきましてはの工事のイメージになるんですけども、室外機は屋上の方に設置をさせていただいて、そこから冷媒管等を各階に屋上よりおろしてまいります。

ですので、足場につきましては、その屋上から各階へといいますか、線的に一番最小限に足場を組んで作業に携わっていただいていたということになりますので、今回も同様な工法になろうかと思えます。

○柴田繁勝委員長 次、10番ですから、音楽祭開催のことについて、小林課長。  
○小林生涯学習スポーツ課長 それでは、10番目、音楽祭の開催についてでございます。

音楽祭のレベルの問題でございますけれども、全国から応募していただいております摂津音楽祭、この大きな理由といたしまして、審査員の日下部先生を初めとする著名な先生方に審査員になっていただいていることも大きな要因かなと思っております。

また、審査員の先生の一人であります高橋先生には、音楽祭運営委員会にも参加していただくなど、貴重なご意見をいただいております。

今後、先生方の専門的な知識や音楽

関係者のつながり等のご協力いただきまして、質の高い音楽祭になるよう取り組んでいきたいと考えております。

それと、音楽祭の参加人数の減の件でございますけれども、平成20年度につきましては、昨年度に比べまして社会人の方の参加者、これはほぼ同数であったんですけども、学生の方の参加者数が若干減少いたしました。

この要因として考えられますのが、平成20年度開催日程が例年より2週間から3週間、審査の先生の都合により早くなったこと、また10月5日に本選を開催したんですけども、そのときに全日本学生音楽コンクールの大阪大会の本選、また宝塚ベガ学生ピアノコンクール本選、こういったことと重なったことが原因かなと考えております。

予選を平成21年度は、10月3日、5日、6日、本選を11月8日に開催するわけですけども、音楽祭の魅力でありますピアノ連弾も審査の対象に加える、またさまざまな楽器の総合審査である、また聴衆審査員賞や伴奏賞、またセンチュリー交響楽団とのジョイントコンサート、こういった摂津音楽祭ならではの魅力をPRして、できるだけ早い時期から参加者の募集に努めたいと考えております。

次に、13番目のご質問で、家庭教育学級に関する件でございますけれども、家庭教育学級は、家庭の意義や機能、そのほか家庭の教育的な役割について、保護者の方がみずから学習していただくという目的で、家庭教育学級・幼児家庭教育学級・女性学級を開設しておるところでございます。

運営委託料として、1学級4万円交付しておりますが、平成20年度には、それぞれの学級において、家庭教育や女性問題に対する年間のテーマをそれぞれ決



めていただきまして、個々の小学校や幼稚園などで講師を招いての学習会、実技講習などを行っていただきました。

また、全体の合同開講式におきましては、親学習リーダー養成講座修了生の方を講師にお招きしての「子育て」をテーマにした学習会や、9月には全体の研修会、11月には人権研修会をするなど、市全体としても取り組んでおります。

平成20年度の実績でございますけれども、幼児家庭教育学級が7学級、家庭教育学級が3学級、女性学級が2学級でございます。少なくともはなってきたおられますけれども、平成21年度は各学級一つずつでも学級数をふやして取り組んでいただきたいという観点から、15学級での予算要求とさせていただいております。

次に、質問番号16番、温水プールの駐車場の件でございます。

平成20年3月19日に温水プールの利用者への駐車場ということで、ご質問の箇所をオープンしたわけでございますけれども、ご指摘の箇所につきましては、高架道路から下ってくるところ、また市役所側からの側道の合流地点ということもありまして、また以前にも事故があった、また路上駐車も多いということで、当初から指導員を配置しているところでございます。

温水プールという性質上、幼児から高齢者、また障害者の方も多く利用されますので、当面、現状、配置をしていきたいと考えております。

20番の読書活動推進計画についてでございますけれども、読書活動推進計画、平成17年6月に策定したわけでございますけれども、全般的な見直しはしておりませんが、それぞれの取り組みにおいて進捗状況調査をする中で、実施

中であつたり、一部実施、遅延・課題ありといった項目を設けまして、評価・点検をしております。

次年度には、その評価が遅延・課題であれば、一部実施であつたり、実施になるよう、各課の方で取り組んでおるところでございます。

今後、子ども読書活動推進計画についてでございますけれども、現計画の進捗管理を関係各課の中で進める一方、また現計画の終了後にスムーズに次の計画に移行できますように、現在の子ども読書活動関係各課会議、また社会教育委員会、図書館協議会等の皆さん方のご意見をいただきながら、現計画の成果や課題、また子どもの読書活動を取り巻く環境の変化等々を踏まえまして取り組んでいきたいと考えております。

次に、21番、総合型スポーツクラブについてでございます。

総合型スポーツクラブにつきましては、現在のところ摂津市では設立はできておられないわけでございますけれども、この課題といたしまして、スポーツクラブを引っ張っていただくリーダーやコーディネーター、また活動場所の確保、こういったものが一番大きな課題であると考えております。

今まで他市に視察に行ったり、講師を招いての研修会等々を開催してきたわけでございますけれども、特に総合型スポーツクラブの実現には人材の育成が必要であろうということから、平成20年度開校いたしました摂津生涯学習大学の中でリーダーやコーディネーターを養成していただくスポーツ健康学部というのを開設いたしました。

このスポーツ健康学部は、スポーツであつたり、健康、こういったことに興味があつたり実践されている方が多く入学

されております。

11月には、大阪教育大学の松田先生を講師としてお招きして、総合型スポーツクラブについて学んでいただいたところでございます。

このスポーツ健康学部、3月で修了となるわけでございますけれども、次のステップといたしまして、21年度、受講修了生を中心として総合型スポーツクラブについて専門的に学んでいただきたいと考えております。

その具体的な設立に向けて組織化できますよう、事務局としても活動を支援していきたいと考えております。

22番、体育館使用料の件でございます。

正雀体育館・鳥飼体育館・味生体育館の使用料でございますけれども、一定の維持管理経費もかかりますことから、現在の料金設定を行っておるところでございます。

小・中学生への対応でございますけれども、こども会やスポーツ少年団といった活動団体の方については4割減免をさせていただきますいております。

また、三宅・味舌スポーツセンターについては、学校施設開放と同様、中学生以下の団体をご利用になれる場合は無料とさせていただきます。現状の料金体系でお願いいたしたいと考えております。

○柴田繁勝委員長 11番のこども会育成事業について、川崎課長。

○川崎青少年課長 青少年課に係ります11番、12番のご質問にお答えいたしたいと思っております。

まず11番、こども会の加入の状況でございますけれども、毎年5月末の状況で把握しておりますけれども、この20年度につきましては、全児童数が4,8

58人に対しまして2,794人が加入しております。こども会数としては78団体、加入率としては58%でございます。

ちなみに、この3月現在では2,857人ということで、63名がふえておる状況でございます。

続きまして、12番、「わくわく広場」の21年度の充実についてということでございますけれども、まず20年度途中におきまして、児童の学力向上に向けた取り組みとして、この「わくわく広場」の中で味生小学校と鳥飼北小学校の2校で「しゅくだい広場」というのを取り組みを行いました。

21年度におきましては、先ほど25番のご質問で前馬課長の方がお答えされました学習サポーター派遣事業とも連携いたしまして取り組んでいきたいと考えております。

また、この「わくわく広場」の活動メニューの多様化を図る取り組みとして、20年度は1学期に味舌小学校、2学期に別府小学校でフットサル教室を行い、参加した児童に好評を得ております。

この指導につきましては、大阪人間科学大学のフットサル部の学生さんのご協力を得て、21年度におきましても摂津小学校で実施したいと考えております。

なお、この「わくわく広場」の運営に当たっては、地域のボランティアの方々への参加・協力を得ており、この方々への救急法、またレクリエーション研修等もこの3月に実施いたしまして、指導者の方々から「こういったことが参考になった」という感想もいただいております。

こういった指導者への研修につきましても、工夫しながら、さらにこの充実に向けて実施について考えていきたいと思っております。

○柴田繁勝委員長 次、14番、公民館施設改修事業ということで、上参事。

○上生涯学習スポーツ課参事 失礼します。

質問番号14番、別府・千里丘・味生公民館の2階にトイレの設置に係ります議論の経過ということのお問いでございますが、まず各館とも2階に集会室・学習室などがあり、利用が多いことがございます。また、その利用者から設置の要望も伺ったということもございます。また、過去に地域自治会から、利便性向上のための設置の要望等がありました。そして、次に2階にトイレのない公民館の解消を図るという、以上のことから、高齢者の方に公民館を快適に利用していただくために設置いたすものでございます。

○柴田繁勝委員長 高田館長。

○高田市民図書館長 15番目の市民図書館にかかわります電波障害対策委託料につきまして、ご答弁申し上げます。

現在、アナログ放送体制の契約でございます。2011年から新しく取り入れられます地上デジタル放送につきましては、市民図書館の建物によります障害がなくなるわけでございます。

現在、設置いたしております電波障害対策施設につきましては、撤去いたしますが、市民の皆様への通知等は市全体で対応する予定でございます。

○柴田繁勝委員長 18番の教員免許の更新についてというので、平松参事。

○平松学校教育課参事 教員免許更新制に係るご質問にお答えいたします。

平成21年度の更新講習受講対象となっております教員は、小学校16名、中学校10名、幼稚園はございません。そのうち免除者となりますのが、教頭4名、首席1名でございます。

○柴田繁勝委員長 暫時休憩します。

(午前11時48分 休憩)

(午後 1時10分 再開)

○柴田繁勝委員長 再開します。

2回目の質問を藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 ご答弁、ありがとうございます。

それでは、ちょっと2回目の質問をさせていただきます。

1番目の教職員の人事の関連でございますが、先ほど新規、今年の方は、小学校16人、中学校5人ということでございました。

16年から20年までの間に既に新規採用では、小学校は83人と、中学校は30人ということでございましたけれども、この間、この5年以内で採用された方で何らかの形で、要するにやめられた方がいらっしゃると思えば、把握されている範囲内で結構ですが、何人かいらっしゃればご答弁をお願いしたいと思います。

それと、新規で採用される方の男女の別を、わかればお願いしたいと思います。

2番目、教育研究所移転事務事業についてでございますが、これからさまざまに検討を重ねて万全を期していかれると思っておりますけれども、利用者が本当に利用しやすいように、細かい部分によく配慮していただきまして、あらゆることを想定をしていただき、この計画に盛り込んでいただきますように、これは要望としておきますので、よろしく願いいたします。

3番目、教育指導研修事業でございます。

これは本当に大事な大事な事業であると思っておりますし、教職員の意識向上、また指導研修として大変期待をするところでございます。

どうかそのカリキュラムにおきましても、先ほどもご答弁ありましたけれども、

近年の問題点をしっかりと把握をしていただいて、そしてそのカリキュラムの中に、教職員の中にメッセージの届くような、そういう思いで作成をしていただきたいということを、これも要望としておきます。

4番目、学力定着度調査事業ですが、19年度までの分析につきましては、昨年の決算でいろいろと議論をさせていただきましたので、それでこの21年度については6年目を迎えるということになります。

このような調査が行われているということについては、余り保護者の方も認識がないんです。先ほど、子どもにテストを返すということでおっしゃっていましたが、5年生ぐらいになりますと、子どもも学校であったことを余りしゃべらないんですね。しゃべる家庭もあると思いますけど、だんだんだんだん口数が少なく、学校での起こったことを言わなくなってくるというのが現象としてありまして、そういう意味では、例えば今、5月に行われるとおっしゃってましたから、その前後あたりで摂津市がこういう学力定着度試験をしていますよと、それから今おっしゃっていただいたように、こういうカリキュラムに結びつけていっていますよとか、そんなことがちょっとわかるような資料とかそういうものをつくって、情報の発信ですか、去年の反省の中に一部ありましたが、情報の発信を積極的にやっていきたいということがありましたけど、少なくとも保護者にはそういうことが、今、摂津市の教育委員会はこのことを取り組んで、これを教育に生かしてくれてるんやなというふうなことをちょっと子どもと語り合えるような、そんな情報の発信ができないものかなと思うんですが、一度、この辺の見解

を教えてください。

それから、5番目、特色ある学校づくり推進事業でございます。

先ほど、これまでの取り組み等、いろいろおっしゃっていただきました。今までの議論の中で、この各補助金については、学校と教育委員会とで中身をいろいろ聞いて、それで査定をしているんだというようなことでありましたけども、多少やっぱり頑張っている学校にはそれなりの配慮をするんだということで以前に答弁があったと思いますが、そういった査定基準ですか、力点の置き場とか、そういった部分についても変わってきてないのかどうか、2回目、ちょっとお願いをいたします。

それから、6番目のスクールガードリーダーでございますが、大阪府で去年までやっていらっしゃったのを今度は市が事業主体になってそれを進めていくということで、同じ警察のOBの方だということでございますが、去年も何回か来ていただいたのは聞いているんですが、もう一つ余り印象に残っていないというか、いろいろ指導されたいいんですが、もう一つそれと相対抗するので、大阪府が同じようにやってはる、子ども安全見守り隊サポーターというのがあるんですね。これは警察の中にある部隊なんですけど、こちらの方はわりかし丁寧にアドバイスや指導もしていただいたんですけど、やっぱりこれ、学校も地域もみんなボランティアでいろんなことをやっていっていますので、できるだけそういうモチベーションを高められるようなアドバイスというんですか、お願いしたいなというふうな、これは今度、事業主体が摂津市になりますから、そういうこともまたお伝えいただきたいなと思うんですね。

警察の指導は要りませんので、やっぱ

りスクールガードリーダーとしての指導といますか、やっぱりニュアンス的に警察官の仕事をしていての方ですから、そういう目で物を見て指導していただくんですけど、そういう意味では、懇切丁寧にできるだけ指導をしていただきたいというふうなことは、市の方からまた今度お伝え願いたいなということ、これは要望としておきます。

7番目の小学校給食調理場改善事業です。

先ほど保護者へもちゃんと徹底をしていきますよということでした。このドライ化につきましては、千里丘小学校、鳥飼西小学校、味舌小学校。三宅柳田小学校はまだでしたか。じゃあこれで四つ目ですかね、ということを進めてまいりました。

あと、じゃあ小学校においては6校をこれからやっていくという計画になっていくと思うんですが、どういうふうこれから年次的に計画を持っておられるのか、この残りの部分。全部、当然、最終的にやっていくという計画になっていらっしゃると思うんですけど、この辺の見通しをひとつ教えていただきたいと思います。

それと、民間に委託されました鳥飼西小学校ですけど、これで約ほぼ丸1年が過ぎようとしています。検証についても、1年たつときちょっとやられるということでした。民間委託につきましては、次の行財政改革第4次にも多分取り入れられていくんだらうなというふうに思います。市長もアウトソーシングのことについてはかなり踏み込んでいかなければいけないという考え方をちょっと示していらっしゃいましたので、教育委員会担当課としてはどういうふうな展望を持っておられるのか。

そして、もう1点は、この中学校へ給食の導入、これも各市で、大阪府の知事も公約に掲げていらっしゃるんですけども、各市いろいろと模索をしながら導入を凶っている市がありますね。その辺のところ、どこら辺までつかんでいらっしゃるのか、ちょっと担当課として、例えば近隣市、茨木とか吹田とかもちょっと私も聞き及んでおりますけども、その辺の状況と、それで本市でそのことについて可能性についてどのようになるのか、全面実施じゃないですよ、やり方としては。そういうことについて、本市としての可能性はどうなのかの見解を一度教えてください。

8番目、学校の耐震です。

先ほどのご答弁ですと、体育館についてはかなり可能性が高いということで、対象はあと9体育館ですかね。ということは、九つの体育館については、耐震の実施をしないとイケない可能性が強いということになりますかね。

それで、校舎については、わりかし第2次診断で外れてくるんじゃないかなというふうにとらえられたんですが、九つの体育館、平成22年度のこの補助金の割り増しになる時期に本市として実施をしていくという計画が成り立つのかどうかということが非常に気になりますが、ほかにこれ以外にも補助金を流用、活用するということができないのかどうかというのがありますが、例えば今回の第2次補正予算で通りましたような分とか、ふるさと再生交付金とか、いろいろありますが、そういうものを駆使してこれを何とか実施するという知恵がないのかどうか、ちょっとご答弁いただきたいと思います。

それから、9番目、中学校の学習環境改善事業についてでございますが、今回

は全普通教室ということになりますから、その教室の入っている建物については、結構、全面的に広範囲に足場を組まないといけないと思うんですね。だから、もう単発的にこことここというふうなことはちょっと難しいので、ばっと組んでしまおうと思うんです。

そうしますと、いつも私が言ってますが、外壁です。特にひどいのは、第二中学校の外壁はもう本当に高槻線から見ますと、何やスラムのような建物かなと思ったら第二中学校だったというふうな、それぐらいにもう傷んでますよね。ほとんど塗装してあった影がかけらもないぐらいに、この建物が外壁が非常に傷んでおります。これも気になって仕方がないんですけども、少なくともこういう大規模に足場をかけているときに、あわせて外壁の塗装をできないものかなと私はいつも思っているんですが、例えば入札すれば、入札差金が出ますね。入札差金を一部活用して、それは補正になりますけども、そういう面から途中で一部外壁についての塗装なんかを実施していくということについて、可能性としてはないのか、一度見解をお伺いしたいと思います。

それから、クーラーを中学校に設置をするということになりますから、環境の面からは、これは今までよりもCO<sub>2</sub>をたくさん出していくということになります。

教育環境はすごくよくなっていきます。だけども、地球環境はよくよくならないと、こういうふうになるわけですが、少しでもそれを抑えるという、今後、努力をするために、例えば今、この間、本会議では、庁舎に太陽光のパネルを設置をするということ一度検討するということがありました。こういう中学校の教育の現場にも太陽光パネルの設置をして、

教育の観点から、またCO<sub>2</sub>を削減していくという観点からも、あわせて設置をすれば、少しでも減らすということができるのではないかと思います。可能性、考え方、見解をちょっとご答弁ください。

それから、10番目、音楽祭の開催事業でございます。

毎年、少ない予算の中で、このレベルを上げる大会を開催をしていくということで頑張っていたいておりますが、学生がちょっと少なかったということで、こういう他の音楽祭と重なって、どうしても減ってしまった。両方に応募していて、向こうの方に行ったということもあるのかもわかりませんが、これはなかなかうまく外すというのなかなか難しい話だと思いますけど、だったらやっぱりこちらにもっと魅力があるように頑張って、PRもやっぱり大事だと思うんですね。

それで、ポスターとかいろんなことでPRされてはいますが、例えば音楽関係の学校、音大とか芸大とか、あんなところへ出向いて行って、もうちょっとPR、PRビデオをつくるもの一つの方法ですね。ちょっとそれを送って見てもらうとか、何かPR活動を、もうちょっとそういう学生向けのPR活動ももうちょっと創意工夫をして応募者がふえるように、レベルはずっと一定保っていけるように、さらにできたら向上していくのはなおいいですけど、そういう工夫をこれからはしていただけるように担当課としてお願いをしておきたいと思います。これは要望といたします。

こども会育成事業です。11番目です。最近、こども会の勧誘についていろいろと聞きます。特に、新1年生、全く兄弟が上にいない1年生が転入をしてきて、入学をしてまいりまして、勧誘に行きた

いけども、どこに住んでいる子かわからへんと、1年生がどこに住んでいるのかわからへんと。こども会に入っている率が少なくなってきたので、こども会からの情報もなかなかままならないというか、全体が入ってこない。そんな状態の中で、それから転入してきた人ね、途中から、そして子どもたちについての住所がなかなか情報が入りにくいということを聞きます。

以前は、ちょっと学校へ問い合わせたら、こども会だと相談したら教えてくれた、こんな子が来てるよということ。ところが、最近は個人情報の保護の問題で、学校もそういった部分については情報は出さないということで、ますます勧誘がしにくくなっているのが現状であるという意見をよく聞いているんですね。

こういうこども会の加入率が低下していっていますので、人間関係による、そういう情報の集まるというのがどうしても限られてきているので、こういう事態になって、何かこう支援できる、そういう情報の面、勧誘にどんどん行ってもらえるようなことで支援できることがないのかなと思うわけですが、この辺のこと、聞かれたことはないのか、また見解をちょっとお聞きしたいと思います。何かサポートできる方法はないのかですね、個人情報との問題です。

12番目、放課後子ども教室推進事業です。

先ほどちょっと21年度については「しゅくだい広場」ですか、今回の学習サポーターの派遣でいろいろとメニューが出てきそうだという話もありました。ずっとこれ、何回もこのことを聞いていて、将来、放課後子ども教室のビジョンをどうしていくんですかということは今までも聞いているんですけども、最終的

には毎日やっていくんですよということになっていて、なかなかもう大分始まってからなりますが、道が険しいなというふうに思うんですけども、改めてこの将来ビジョン、今、取り組んでいらっしゃる担当課として、これ、いつごろまでにこんな方向へ持っていかれるか、最終は毎日できるような体制をとっていくということになると思うんですけど、いつごろまでにどんな方向へ持っていかうというビジョンなのか、改めてちょっとお聞きをしておきたいと思います。

13番目、家庭教育学級事業でございます。

先ほど詳細と、それぞれの予定されている団体についてお聞きをしました。

この事業の意図が、そういう人間関係が近隣で薄れている中で、それぞれ仲間づくりとか、学び合えるような、そんな場をどんどんと提供していくという大きな趣旨がありますけども、この各団体が本当に活発に学習をして、そういう事業趣旨が大きく広がっていくように、これからはまた助成活動を頑張ってくださいと思います。これは要望としておきます。

14番、公民館施設改修事業です。

トイレの設置とエレベーターの設置の要望なんかもあったと思いますが、それはなかったということで、これがトイレが設置をされますと、建てかえ云々と言っていらっしゃるのももう10年ぐらいは遠のいたんだろうなと、そんな気がするわけですが、その実、どうなんでしょうね。これは、やっぱりこうすることによって、10年ぐらいたったって建てかえ云々というのは据え置かれるということで考えざるを得ないんでしょうね。

それから、もう一つは、この金額が800万円弱ぐらいですかね。三つの公民

館に2階にトイレを設置ができる金額なんでしょうか。これはちょっと非常に金額的に、こんな金額で三つの、どんなトイレをつくってあげるのかなと、小さい小さいトイレになるのかなと思ったりもするわけですが、どれぐらいのトイレ、きちっとしたトイレができるのかちょっと心配なんです。金額と三つの公民館にこの金額でちゃんとトイレができるのか、ちょっと疑問です。増設ではもう無理ですよ。増築してすれぱと思うんですけども、ちょっとその辺の概略を教えてください。

15番目、電波障害対策の保守点検に関して、地デジ対応ですね。

これは、市のあらゆる建物で同じ問題が起こります。やっぱり、電波障害の対策を受けられている方は「どうしてくれるんや」というふうに思っているんですけど、ちょくちょく声もう上がっています。やっぱり、ちゃんと納得のいくように説明会なり説明をしていただいて、後、トラブルの残らないような形で、やっぱり市の建物に対しての障害やったんですから、その辺のことはきちっとやっていただくように。

そして、ぎりぎりになってやるというより、できるだけ早い時期にそれをしていただきますように、これは図書館だけではなく、ほかの建物についても早い時期に市民の方にちゃんと説明をして納得をしていただくということをお願いをしておきたいと思えます。これは要望とします。

温水プールは、これはどうしても必要だということですが、これは見解の違いもあります。経費削減という意味から、よく費用対効果を考慮しながら検討していただきたいということで、これはもう結構です。わかりました。

17番、学校敷地内の禁煙でございます。

特に、先ほども答弁がありましたように、問題になりますのは、地域の方が利用していただくとき、来られるとき、例えば運動会なんか保護者がたくさん来ますね、市民体育祭もそうです、自主防災もそうですが、そういうときに敷地内が禁煙になりますと、今度は敷地外のところで喫煙をされるんですね、どうしても。校門出たところかになってしまいうんですけども、それはそれでまたちょっと見苦しいなという声も上がってくることもあります。

現に、うちの千里丘小学校なんかは敷地内、門の外に灰皿を置いていますので、そういう声非常に上がっているんですけども、ちょっとこういうときについては、一部、そういう喫煙コーナーをどうするのかということをしっかり検討しないと、やっぱり歩道が広いところだったらいいですけど、歩道の狭いところにそういう見苦しい状態になるというのも問題です。これはよくまた学校内で、連合自治会を通じて検討していただくということをお願いをしておきたいのと、一部例外を認めて、僕なんかは一部例外を認めて、校門の一番近くであれば喫煙コーナーとしてもいいというようなことがあってもいいのではないかと思います。この辺の見解を教えてください。

それから、先ほど校長会、教頭会からもあったとおっしゃっていましたが、

「その他の公共施設もそういうふうにしてみたらどうですか」という声があったとおっしゃっていましたが、私も全くそのとおりでございます。特に子どもの集まるような施設、公民館の敷地とか、それから文化ホールとか、それから図書館とか、図書センターとか、体育館といっ



た、そういう施設においては、敷地内についても禁煙を第2弾としては実施していくということもよいのではないかと。全部一遍にするとなかなか問題がありますが、こういう子どもの集まる施設については、そういうことも考えていったらどうかと思うんですが、一度、見解をお願いします。

これは、公民館とか図書館、図書センター、体育館と言ったら教育委員会の所管ですよ。だから、ちょっとお願いします。一度、見解を教えてください。

18番、教員免許の更新でございます。

講習は、長期休暇期間とか土日の開講を基本とするというふうにされていますけども、今もう既に出る大学の日程が発表されていますね。長期休暇中でも平日やるというのが結構多く含まれています。これはどういう位置づけになるんでしょうか。

長期休暇期間中の教職員の方は研修なり何なりせなあかんということになっていますね、平日は。やっぱり、平日は仕事だから、全部が子どもみたいに休みじゃないと思うんですが、そういうときにやっぱり平日にこの研修を受けに行くということは、有給休暇をとってその研修を受けに行くということになるんでしょうか、この位置づけがどうなるのか、ちょっと一度教えていただきたいと思います。

それから、受講料もかかります。これは本人が負担すると当然思うんですが、これはまた違う形で何か出張代とか何とかで出してもらったりできるのか。また、これ、出張扱いということでしたら、その大学までの旅費まで出ますから、そんなことでできたりするのかなどうか、ちょっと一度見解を教えてください。

それから、修了されているかどうかというチェックなんかを市としてやるのか

どうか、やらないのかやるのか、ちゃんと行ったかどうかというようなことを市はやるのか、それとも本人管理でやられるようになるのか、ちょっとこの辺もお願いします。

それから、19番目、新学習指導要領への移行でございますが、21年の4月から授業数がふえるということで、時間割の調整なんかは既にされていますね。ということは、放課後の時間帯が変わったりするんですね。

今、例えば具体的な問題になってくるのは、例えば近隣の人と一緒にやっている集団下校をしているようなところなんかが、この集団下校ができるかできないかということの調整が必要になってきますし、「わくわく広場」をやっている曜日が、これはなるべく早く、全部5時間で終わるところがあったら5時間で終わるところに合わせてあります。それがずれてきたら、それはちょっとずらした方がいいなというようなことも出てきます。こういう調整と実態、把握をされているのかどうか、きちっとそういうふうできているかということについて認識されているか、ちょっとご答弁をお願いいたします。

20番目、摂津市子ども読書活動推進計画です。

平成21年度には、先ほどは次期計画を策定をするということでございましたので、次期計画策定に入っていない間に合いませんね、22年の5月で切れますから。

そういうふうになりますと、今回の検証、それから次期計画を策定するためのさまざまな取り組み、それでパブリックコメントやいろんなことがあると思うんですけども、ちょっと今、まだ全然考えていらっしゃるでしょうか。ちょっと計

画、作業の大まかな過程が考えていらっしやったらお示しをいただきたいと思います。

21番目、地域総合スポーツクラブでございます。

なかなか厳しい答弁でございまして、22年に向けてのめどというのはなかったんですけど、21年度でどこまで進みますかと言っても、これは聞かれても困るんでしょうけど、これは頑張ってください、大変でしょうけどね。

今までもあったように、施設の問題、学校関係が、全部、学校開放という組織ができていて、それをどう割って入るかというような問題とか。ある市では、新しく体育館ができた、それを基軸にして、そこにつくったとか、そんな計画もないということもありますし、摂津市の場合は市民体育館を解体しまして、この市民体育館の建てかえなんかは全然まだ議論になっていませんけど、今後、そんなんが出てくる可能性はないことはないですけどね、とにかく模索をして頑張ってくださいということをお願いしておきます。要望とします。

体育館使用料は、これはわかりました。結構でございます。

23番ですが、スクールプラン2008に関連をせずとありますが、小学1年生等学級補助員配置事業でございます。

やる気のある人が集まっているということございまして、中には経験のない人も入ってはるということございしました。私、イメージとしては、結構OBの人なんかが入っていらっしやるのかなと思ったんです。経験があって、その経験をもってまた当たってもらえる人が入ってはるのかなというイメージがあったんですが、その分はしっかりやる気で、や

る気・元気・本気じゃないですけど、やる気でカバーしていただくということで、これはしっかり教育委員会としても、この1年生の補助という形が十二分にこれが成果が出てくるように、しっかりと育成も含めて責任を持ってお願いをしておきたいと思います。これは要望といたします。

24番目、学校読書活動推進サポーターの配置でございます。画期的な取り組みだと私も思います。

昨年の全国学力・学習状況調査の中でも、摂津市の子どもたちは読書が好きな割合が低いという結果が出ていますし、いわばそれにちゃんと符合した取り組みとして展開されているということについては自負をしているところでございまして、そういう意味では、この学校図書室の環境整備にこれからもどんと努めるとともに、より親しまれる図書室となるように頑張っていたきたいなということで、これも要望としておきたいと思います。

それから、25番目、学習サポーターの派遣事業でございます。

これも、昨年の学習調査の中では、摂津は家庭学習の習慣がない子どもが多いという結果がありましたね。それに即していくと、こういう「放課後しゅくだい広場」なんかで自学自習力を養うという意味もありますけども、プラスやっぱり家庭学習の習慣づけにも大きく作用するのではないかと思うので、ある意味では、そういうときになかった事業だなと僕も思っています。

これも、学校としっかり連携を密にとっていたきながら、今の話ですと、準備ができたところからスタートできるというような感じがしましたので、しっかり教育委員会としても学校の相談に乗りな

がら、早く準備ができて、この「放課後しゅくだい広場」、派遣をされてスタートできるように。

これは、先ほどちょっとわからなかったんですが、今まで先行で実施では週2回ということでやっていらっしゃいますけども、いや3回やろう、4回やろうということになれば、そのサポーターさんの派遣は可能なんですかね、可能なんでしょうね、きっと。

それから、夏休みとか、今もう夏休み学校へ行こうプランがなくなったけども、夏休みも、この人は水泳しか見いひんのですか、夏休みは。宿題は見てくれないんですかね。例えば、部屋をちょっとお借りをするとか、そういうことはできないんですかね。ちょっと、これ聞いておきます。今の夏休みの期間のこの学習サポーターさんは、水泳は見るけども、そういう「しゅくだい広場」みたいにしてやるとだめなんかどうか、それができるのか、ちょっと聞いておきます。

26番目、食育の推進、これもぜひ一生懸命取り組んでいただきたいと思えます。これも要望としておきます。

27番、携帯電話の対応ですけども、これもしっかりと今後も取り組んでいただきたいということで要望しておきます。

28番の夏休み学校へ行こうプランですが、これちょっと事業そのものが消えてしまったのは非常に残念です。非常におもしろい発想で、いいイメージで、いいなと思っていました。で、このことが消えてしまったのは非常に残念なんですけど、もう一遍できたら復活するぐらいに考えてもらって、夏休みを本当に充実していこうというふうな、居場所の問題もありますから、居場所がなくなって、ちまたに子どもたちがあふれてきますから、そういう面からも学校を安全な居場

所として「学校へ行こうプラン」というふうなことで位置づけるということもできますし、これは一遍、もう一遍復活するように検討していただきたいということで、これは要望としておきたいと思えます。中身は変えてでもね。

それから、29番目の学校協議会でございますが、これもより有効に、それから活発に開催していただいて、そして特に評議員さんにつきましても、適切な人をしっかりと人選をしていただいて、これはやっていくということでございますから、それが有効に働いていきますように実施していただきますことを要望としておきたいと思えます。

○柴田繁勝委員長 前馬課長。

○前馬学校教育課長 それでは、藤浦委員の2回目のご質問にご答弁申し上げます。

まず1番の教職員人事にかかわってでございますが、平成21年度、本市に配属されました小学校及び中学校の教諭の男女の内訳でございますが、小学校16名のうち男子7名、女子9名でございます。中学校5名のうち、男子2名、女子3名でございます。

また、平成16年度から20年度までで新規採用されましたが、退職した者の数でございますが、19年度末の段階でお答え申し上げますが、3名でございます。

現在、北海道から鹿児島まで、さまざまところから大阪府を受験し、採用されております。地元で合格した、あるいは地元に戻りたい、そういうことで退職した者でございます。

続きまして、4番の学力定着度調査事業にかかわってでございますが、実は保護者には学校の方から、この学力定着度調査を行いますと、プリントの方を必ず

事前に配布しております。その目的であるとか、時数を使いますが、こういう内容ですとしておりますので、今後も、そのプリント配布は行っていきます。

また、事後の情報発信でございますが、これについては、若干、学校からの情報発信は弱いと我々もとらえております。教育委員会からの発信のみではなく、各学校が各学校の課題分析し、その対応策等、保護者にも呼びかけ・啓発することが必要だと思っております。その点については、さらに強化するよう努めてまいります。

続きまして、19番の移行措置期間の問題でございます。

授業時数増に伴って、もちろん周当たり時間数がふえますので、子どもの下校時間は遅くなってまいります。

集団下校の問題をおっしゃったんですけども、何らかの避難訓練等での集団下校につきましては、行事として一斉に帰るようになっておりますし、その点は今後も変わりません。

また、市内で研究会等の行事ですね、これを行うときについては、学校間の調整等を研究団体が行っていくということでございますので、各校、支障のないようにしてまいる予定でございます。

「わくわく広場」関係は、青少年課からご答弁申し上げます。

25番の学習サポーターの派遣事業にかかわりまして、夏休みの問題でございますが、当然、子どもたちの補習にかかわってこのサポーターを活用してまいります。「しゅくだい広場」等も一種の補習でございます。

したがいまして、夏休みに、先ほど申し上げた体育の補習である小学校の水泳指導にも活用してまいりますし、学校の方は、このサポーターを活用しての宿題

等の補習の取り組みを計画してまいったときには、サポーターの派遣は当然行ってまいります。

当然、予算の範囲内ということはございますが、要綱内では対応できることになっております。

○柴田繁勝委員長 大場部長。

○大場生涯学習部長 17番の学校敷地内の禁煙の関係で、社会教育施設ということですか、文化ホールにつきましてはうちの所管ではございません。公民館、それから市民図書館、図書センター等でございますが、これにつきましては、北摂各市の状況もちょっと調査いたしました。そうしますと、社会教育施設については、敷地内の禁煙については実施されていないというようなことでございまして、学校の子どもの居る義務教育施設をまず第1に考えさせていただいたと。社会教育施設につきましては、子どもさんも利用されるんですけども、不特定多数の方が利用するというところで、一応、すみ分けをさせていただいたということで、今現在のところは、建物内禁煙のみというふうと考えておるところでございます。

○柴田繁勝委員長 前馬課長。

○前馬学校教育課長 すみません、5番の特色ある学校づくりの補助金の査定の問題、答弁漏れがございました。失礼いたしました。

この基準でございますが、学校規模も基準の一つに入れておりますが、前年度の取り組み、そして次年度の取り組み計画、これに基づいて補助金の査定を行っております。その実績に基づいて、さらに拡大していきたい、そのような学校の要望があれば、補助金を上乘せすることもございます。この基準については、この数年来変わっておりません。

○柴田繁勝委員長 大橋参事。

○大橋学務課参事 質問番号7番、学校給食にかかわります2回目のご質問にご答弁申し上げます。

まず、給食調理室の改修の今後の見通しということでございますが、調理室の改修につきましては、衛生面等の問題から、改修する場合はドライ化改修ということが国からも通知をされておるところでありまして、学務課といたしましても、残る6校を年次計画を持って順次改修してまいりたいというふうには考えております。

その際には、老朽化の度合いであるとか、現在の衛生状態であるとかということと勘案しながら、順次、実施設計、翌年に工事と、2年に1校という形の計画を持って進めてまいりたいというふうには考えておりますが、財政状況ということもございまして、その部分については、協議しながらということになるのかなというふうには考えております。

次に、民間委託の検証及び担当課としての委託の展望ということでございますが、検証につきましては、昨年9月、学校長、PTAの保護者の方、教員、栄養士、調理師等が入る中、検証会議ということで設けさせていただきまして、試食、現場の確認、子どもたちへの声かけなど、サービスの内容等を検証する中で、一定の評価をいただいておりますので、この検証会議につきましては、今後も定期的に実施してまいりたいというふうには考えております。

次に、担当課としての委託の展望でございますが、担当課といたしましては、行財政改革の方針、また退職者等の状況、現場の調理実態等を勘案しながら、順次進めていくというふうには考えておりますが、今の時点で今後どこまでというところ

は、そのときの状況等もございまして、行財政改革の方針ということもございまして、申し上げることはできませんが、現状としては、そういう退職者の状況、行革の方針等に基づき進めていきたいというふうには考えております。

次に、中学校給食の展望・見解についてでございますが、学校給食の基準といたしまして主なものとして、一つ目に、在学するすべての児童・生徒への実施、毎週5回以上、授業日の昼食時に実施、学校給食摂取基準に基づく栄養内容での実施、保健衛生上及び管理上適切な施設・設備による実施という項目がございまして、

この項目に基づいて、20年5月現在、全校で中学校給食を実施している市町村は5市3町というふうになっておりまして、校数で言いますと、府下の全校の7.7%ということになります。

ただ、最近、近隣市も含め、大阪府も推進しておる給食というものにつきましては、いわゆるスクールランチと言いついて、選択制で生徒が選択をする弁当ということになっております。

近隣では、既に茨木市・吹田市も実施をしており、この2市については、21年度以降も拡大を考えております。

また、高槻市も、21年度に全校でこの選択制のスクールランチというものを実施する予定をしております。

本市といたしましては、昨年から全中学校5校の方に行きまして、生徒の昼食時の状況、また学校長等のお話を聞く中で、摂津市の中学校の昼食の実施状況というものを調査してまいりました。

その際、さきの本会議でも教育長の方からご答弁申し上げましたように、90%近くの生徒が弁当を持参しているという状況、また購買における売り上げの自身が、おにぎりであるとか、またパンと

ジュースであるとか、そういう気軽な、軽い軽食的なものが非常に売り上げを占めているという実態もございます。

こういった選択制のスクールランチというものを実施する場合、単に保護者の方の利便ということだけをとるのであれば、十分有効であるのかなというふうには考えておりますが、やはり栄養面であるとか、学校給食の本来の意義から考えますと、若干、隔たりもあるようには考えておりますので、そのあたりは近隣の状況等を今後も引き続き見守りながら、こういうスクールランチの実施をするかどうかについても検討してまいりたいというふうに考えております。

○柴田繁勝委員長 続いて、8番目、学校耐震のことは。

岩見参事。

○岩見総務課参事 8番目の耐震工事の関係ということで、2回目の答弁をさせていただきます。

22年度に耐震化工事として、今現在行っております2次診断、これは結果、最終でないと言えないんですけども、体育館ということで今現在行っているのが、すべてで8棟プラス第四中学校が1棟で、合計9ということで、最大9棟の体育館ということになりますけれども、これとて2次診断の結果が0.3を上回ることも可能性としてございますので、今行われております第3次の5カ年計画にのっとなって、かさ上げされます3分の2という交付率になるんですけども、それに0.3未満であれば、その分については22年度に工事着手して完了させたいというふうに我々考えております。

また、他の交付金から充当といいますか、利用して耐震工事等、これもできないかということでございますけれども、やはり現行の地震防災対策特別措置法の

この制度が一番現行では有利と考えておりますので、できる限りこの制度を利用させていただいて、I s値0.3未満の施設については、22年度中に耐震工事を完了したいと考えております。

続いて、エアコンに関連します9番目の質問でございます。

エアコン工事に伴います足場を利用して、またこのエアコン工事の入札差金を利用して校舎などの外壁塗装も一緒に行えないかということでございますけれども、こういう可能性ということで、大変教育委員会、我々担当させていただいている者からしますと、ありがたいご質問ということになるんですけども、エアコン工事では、やはり足場が校舎の片面、片側ということでの設置がほとんどでございますので、外壁等につきましては、やはり耐震補強工事のときに実施するときにあわせて行うことが、耐震関連工事として文部科学省が認めていただいた場合は、これもかさ上げの対象ということになってまいりますので、その点はやはり一番有効な制度を利用して外壁の改修も行っていきたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○柴田繁勝委員長 馬場次長。

○馬場教育総務部次長 関連しまして、エアコンの設置で、CO<sub>2</sub>の削減問題で、環境面から学校への太陽光パネルの設置の可能性ということのご質問だったと思うんですが、一応、太陽光パネルを使うことによって電気の最大電力量を減らすということにおいてCO<sub>2</sub>の削減という、もちろんそういう効果は十分認識いたしておりますが、これとて財源の問題がございます。

また、これを屋上に設置しようとするれば、当然、建物の耐震工事を行った後に、

そういった荷重をかけると、そういうこともございますので、今のところ、教育委員会といたしましては、まず耐震工事をするのが施設整備の中では第1優先課題であるというふうに考えております。

代表質問の中で、市役所の本庁舎についてのそういう答弁があったと思いますが、市全体としてそういった形で取り組んでいくということであろうかと思えます。

ただ、私ども、クーラーを設置して環境改善をするだけではやはりよくないと考えておまして、実は既に平成20年度でクーラーの電源工事と、それと音楽室・図書室・支援教室に設置していただいていますので、それに並行しまして、私どもの方から各学校へお願いいたしまして、光熱水費の削減プログラムという形の取り組みを今現在始めております。

20年度、試行的に一中、二中、三中、鳥飼小学校、千里丘小学校、味生小学校、鳥飼西小学校において、生徒会活動、こども会活動を含めて、どういった光熱水費の削減ができるかという、そういう取り組みをやっていただいております。取り組んでいただいた学校は削減効果があった、また削減できてなくても、そういう取り組みをしたことによって、子どもたちへの環境への関心が強まったと、そういう報告もいただいております。

ですから、この取り組みを来年度、普通教室に導入の予算がつきましたので、平成21年度はすべての小・中学校でこの光熱水費削減プログラムに取り組んでいただきたいという形で、実は過日、学校の教頭先生、それと事務職員さんを通じて説明会を開きまして、そういう取り組みでCO2削減に取り組んでいきたいと、そういうことでございますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

なお、太陽光パネルにつきましては、国の方からも照会等が来ておまして、例えばそれに対して国が助成をすれば設置が可能であるかとか、そういったいろんな調査が来ております。

また、新聞報道等によれば、太陽光で売電した場合、今、50円で電力会社が買うとか、いろんなそういう動きが出てきておりますので、そういう動きも研究しながら、今後どうした方がいいのかというのを研究を続けてまいりたいと、そういうふうに考えております。

それと、17番目の禁煙の取り組みの中で、地元活動をする場合の禁煙の取り扱いでございますが、一応、私どもはこの4月1日から施設内禁煙をしたいと考えておりますので、その方向で理解をいただくような形で今後も進めていきたいと考えております。

また、既に味生小学校区におきましては、学校の運動会と校区の運動会を合同でやっていただいております。その際に既に喫煙については校門の外で吸うというような取り組みを先進的にやっていただいております。

ですから、私どもはそういう取り組みもあるという中で、ほかの校区の方にも極力、この禁煙の取り組み、環境の運動の中でぜひ協力をお願いしていただきたいというふうな形を考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○柴田繁勝委員長 続いて、川崎課長。  
○川崎青少年課長 青少年課に係りますご質問について、お答えさせていただきますと思います。

まず、11番目のこども会加入促進に当たって、そういった行政の方の支援ということなんですけれども、こども会の方が従来どおり、学校へこども会の加入

の促進に当たって個人情報をもろうということは、実際にはもうできないことと考えております。

ただ、地域でのふだんの活動、例えばこども会の方で廃品回収、また地域の清掃活動、そういったことをこども会が行われておりますけれども、その際に、ほとんど所属の自治会というんですか、そういったところで回覧がされたりしておりますけれども、そういった際に加入を呼びかけるようなこと等も加入促進を図る一つの手だてではないかと思っております。

また、行政の方として、青少年課のホームページの中でも、そういった地域活動というんですか、こういったこども会活動について問い合わせがあれば、こういったお問い合わせくださいといった、一定の窓口的なことにも我々の方としては行っていきたいなと考えております。

続きまして、12番目の「わくわく広場」の将来ビジョンということでございますけれども、先日の代表質問でも、学童保育と、それから「わくわく広場」の連携、一体化についてのご質問があった際のご答弁として、まずは今現在、両事業の充実に向けて取り組んでいくということとお答えさせていただいておりますけれども、今現在、この新学習要領で授業時間数がふえていくということがこの将来出てきております。

そういったことになっておりますけれども、まだ現在、このことの状態がまだはっきりどういう時間割になるとかといったことがまだはっきり見えておりませんので、そういった状況の把握に努めながら、そういった将来ビジョンをお示しできるように今後取り組んでまいりたいと思っております。

それから、これに関連しまして、「わ

くわく広場」の、今の「しゅくだい広場」の関係でございますけれども、これも今のこの時間の関係で、こういった曜日にこういったことができるかということにつきましては、今現在もですけれども、体育館をお借りして行っておりますけれども、これも学校教育の支障のない曜日、時間帯等に、私どもの方がお借りして実施させていただいております。

そういった兼ね合いがございますので、一定、そういった時間等がはっきりした中で、学校とも協議しながら、こういった「しゅくだい広場」等が実施できるように取り組んでいきたいと考えております。

よろしくお願いいたします。

○柴田繁勝委員長 小林課長。

○小林生涯学習スポーツ課長 質問番号20番、子ども読書活動推進計画の次期計画の取り組みでございますけれども、子どもの読書にかかわります庁内の関係課で構成いたします摂津市子ども読書活動推進計画の策定委員会、こういったものを立ち上げまして、そういった中で出てきました素案、これを社会教育委員会議であったり、摂津市の市民図書館協議会、こういった中にお示しする、また市民の方々へのパブリックコメント等を実施しながら作成していきたいと考えております。

また、現在の計画が平成13年12月に制定されました、国の子どもの読書活動の推進に関する法律の基本計画や大阪府の推進計画をもとに作成しておりますので、そういった国や府の計画も参考にしながら、摂津市の読書活動に関する施策の基本的な方向性や取り組みとなるような計画としていきたいと考えております。

○柴田繁勝委員長 上参事。



○上生涯学習スポーツ課参事 質問番号  
14番、2回目の2階トイレの設置の金額と、どのようなトイレになるのかというご質問にお答えいたします。

まず、予算につきましては、3館合わせまして583万9,000円を見込んでおります。

次に、トイレにつきましては、スペースが限られたところに設置いたすために、本来なら男女別ということになろうかと思うんですが、一応、共用というふうな形で設置していきたいと考えております。そして、洋式を考えております。

別府公民館につきましては、2階の階段を上った踊り場のところの右側にスペースが若干ございまして、そちらを考えております。

味生公民館につきましては、湯沸室が若干余裕がございますので、それを半分に分けて場所を確保してまいりたいと考えております。

千里丘公民館につきましては、2階湯沸室の隣に手洗場がございます。そこを、手洗場をなくして設置してまいりたいと考えております。

それぞれ給排水の関係がございましたので、一応、今申しあげました場所が妥当と考えております。よろしくお願ひいたします。

○柴田繁勝委員長 続いて、平松参事。

○平松学校教育課参事 18番の免許更新講習の受講について、ご質問にお答えしたいと思います。

長期休業中の平日の受講でございますが、これは公務に支障のない範囲で職務に専念する義務を免除する、いわゆる職免で取り扱いたいと考えております。

それから、受講料につきましては、本人負担となります。

それから、受講がすべて終わったかど

うかの把握につきましては、教育委員会の方でもきちっと確認していきたいと考えております。

○柴田繁勝委員長 馬場次長。

○馬場教育総務部次長 私の先ほどの禁煙の取り組みのときに、味生小学校の事例を申しあげましたが、この事例につきましては、平成19年度までの取り組みでございますので、よろしくお願ひいたします。

○柴田繁勝委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 もうこれ全部、最後、要望とさせていただきます。

1番目の教職員の人事事業に関連をいたしまして、先ほど男女の比率を言っていたいただきましたが、意外に男性が多いのでびっくりをいたしております。

なかなか教職員の皆さん全体で見ますと男性が少ないので、もっともっと男性の職員がふえてくる方がいいのになと思っております。意外でした。

それで、やめた方もいらっしゃらないのも意外でした。しっかりと市で育成されていることが実っている結果なのだろうというふうにとらえています。

これからも、とにかくこれからの摂津市の教育のためにも、新人教員の育成についてはしっかりとお願いをしたいと思います。

19年度決算のときにも教育長からしっかりとご答弁いただきましたので、もう今日はご答弁は結構でございますが、そのお気持ちを常に持ってお願いしたいと思います。

特に、一つ言いたいのは、やっぱり情報発信ということをそのときもおっしゃってましたから、今度、卒業式がありますね、それから入学式も。教育委員会の言葉というよりも、もう教育長のメッセージということで、このちょっと思いを今

度は一遍語っていただいたらどうかと思いますので、そういう一つ一つの場面をやっぱりしっかり大事にして、やっぱり教育が変わっていくんだなというふうなことを保護者に向かって訴えていただきたいと思うんですね。

なかなか関心がないので、講演会と言っても、行かないんですよ、なかなかね。やっぱりああいう卒業式とか入学式とか、そういう場面はほとんどの関係の保護者が来られますので、またとない機会だと思いますので、おめでとうございますということも大事ですけど、ありきたりのことプラス、そういう情熱的なこと、そういうこともしっかり盛り込んで、ぜひ訴えていただきたいということを今回の要望としておきます。これ、楽しみにしておきます。

それから、4番目の学力定着度調査でございますが、うかつでございます、私どもも配られていたのかもしれませんが、その紙が。ぜひ、その内容もまた確認しますが、よりわかりやすい、それで色紙にしてください。いろいろ工夫をしていただいて、やっぱり情報発信、しっかりお願いしておきたいと思います。これは要望といたします。

特色ある学校づくりでございます。査定については、今までどおりだということでございます。各学校においても、この児童に生きる力をはぐくむことを目指して、創意工夫を生かしながら特色ある教育活動を展開をされているところでございます。

みずから学び、みずから考える力の育成を図られるように、教育委員会としてもご指導をお願いをしたいと思いますし、また各学校同士が励みになるような、また全体として年を追うごとにこのレベルが上がっていくような取り組みとなりま

すようにご指導されますよう、要望としておきます。

7番目、小学校の給食調理現場の関係で、この年次計画をつくるということでございましたけれども、つくっていらっしゃるんですかね、2年に1回というのが年次計画ですか。一度、つくっていらっしゃるのであったら見せていただきたいと思います。

それから、それで財政的にいろいろ問題がありましようけれども、しっかりそれを見据えながら進めていただきたいと思います。

それから、給食に関連をして各市の取り組み等についてはお聞きをいたしましたけれども、しっかりこれ研究課題として取り組んでいただきたいと思います。

ある市なんかは、アンケートを中学生と保護者と子どもにとったという市もありますけども、そういうことも踏まえて、本当にニーズがどうなんだと。今、校長先生にはいろいろ聞いたということでございまして、9割が弁当を持ってきているということでございまして、そういうことであるかもわかりませんが、ニーズがどうかということも一遍アンケートなんかもとるとか、調べていただくとか、実質、必要でない人には必要ないと、必要な子には必要なんだというふうな観点になるかもわかりません。

でも、それはそれでそういう時代ですので、そういうことも踏まえて、今後、検討の課題としていただくことを要望しておきます。

それから、9番目のクーラーの件です。光熱費削減のプログラムを各学校でもつくって、二酸化炭素を出すだけではなくて、少なくすることについてもやっていますよということでございます。

可能性としては、ソーラーパネルをつ

けるということも一つの方法としてはあると思うんですね。だから、今はちょっと国の補助もなかなかついてこないということもありますし、これは全体の中で、やっぱりこういうことも一つの考察として検討に加えていただいて、大規模改修とか耐震工事のときに一緒に可能かどうか。また、ひょっとしたら市内のこういう製造されている企業さんから寄贈ということもあるかもわかりませんし、どんなことがあるかわかりません。そのときには柔軟に対応できるように、これはよろしく願いいたします。要望としておきます。

それから、11番目のこども会の育成事業でございまして、さまざまにしていますが、やっぱり最初の時点での勧誘活動が今までどおりできないというのが、やっぱりどうしても困っているということでございまして、これは何らかの方法を考えていかなあかんかなと思っているところでございます。問題点として提起をしておきたいと思えます。

年々、やっぱり減少してきているというこども会でございますので、何とかこの減少に歯どめをして、逆に増加をさせられるように、本市としても、当局としても知恵を絞って頑張りたいと思えます。ということで、要望としておきます。

12番、放課後子ども教室推進事業でございます。

何となくすっきりしない答弁だったなと、もっとはっきり言えたらいいんでしょうね。でも、当初の目的を、ビジョンをしっかりと持っていただいて、充実を目指して頑張りたいと思えます。

なかなか、でも人員確保からその前へ進まないという感じがしてるんですね。それはやっぱり大きな壁ですよ。

ですから、今回はそういう意味では、

サポーターさん、学生さんの方が入っていただいて、一部融合したりしてやるということになりますから、そういうことを一つのステップとして大きく前進させていただきませうこと、それからできれば達成目標年をある程度決めて、そこに目指して年次計画をやっぱりつくっていかないと、そのうち、そのうちというふうにやっていってはなかなかできないと思いますので、この辺はちょっと大変でしょうけれども、一度、年次計画をつくるということも検討してみたいと思えます。要望としておきます。

公民館の施設改修事業でございます。あらかた詳しくおっしゃっていただきましたので、わかりました。わりかし小さい感じのものですよね。それも、しっかりと利用できるように、その中でも高齢者の人が使われますから、その辺のことはよく配慮していただいて、使う方の身になって設計段階からしっかりと検討していただくこと、これを要望しておきます。

それから、学校内敷地内禁煙、17番でございまして、その他の教育関連施設についても、まだ他市が手がけていないということは1番ですから、1番目指して検討していただきたい。今度は、学校園舎の敷地は最後だったけど、その他関連は1番やったということで名誉挽回できると思えます。検討をお願いしたいと思います。

それから、先ほども言いましたけども、やっぱり行事のときに学校の外で喫煙があふれ出るということについての何か対策は、また地域でお願いしていただくように、これは要望としておきたいと思えます。

教員免許の更新についてでございまして、職務免除、職免という形になるんですか。ということは、有給休暇みたいな

もんですかね。そういうことではないんですか。

ということは、平日でも堂々と胸張っていくということですかね。ちょっとよくわかりません。また、後で聞きます。

とにかく、円滑に漏れなく更新が進むように、皆さんがね。リストに載せておられる、講師のリストなんかの方も受講ができるということですし、いざというときに、いざ講師で臨んだときにそれが切れているということになると、また使えなくなりますから、そういうことも考えて、しっかりと取り組みをお願いします。要望としておきます。

新学習指導要綱への移行について、19番です。

今、具体的に言いますと、集団下校というのは、子どもたちが帰りのときに、地域の方がセーフティパトロールとかでお迎えとかをしていらっしゃるよね。そういうので時間帯を合わせているような学校もあるということで、そういうところなんかは、やっぱり非常にまたほかの学校よりも苦勞するということを言っています、そういうときには地域と連携をとらないとあかんと。

私どもの千里丘小学校だったら、毎週金曜日、月に1回ですけど、セーフティパトロールということで、時間を合わせてもらって集団下校するんですけど、そんな時間帯がずれるので曜日を変えたいとかというのがあるみたいです。そういうぎくしゃくしないように、スムーズにいくようにということでございますので、そういうことをちょっと認識をしておいていただきたいなと思います。

それから、特に子どもたちに無理のないように、この新しい学習指導要綱へ移行していくように、また教育委員会としてもしっかりと指導していただきますこ

とをお願いをし、要望としておきます。

20番目、摂津市子ども読書活動推進計画でございます。

いよいよ21年度については、そういう意味では準備に入っただけということでございます、先ほども言ってますけども、摂津市の子どもは読解力に問題があるというふうに結果が出ておりましたし、そういう意味では、大変重要な計画だなと、いい計画だなと思うんですよ。

これは、やっぱりしっかり実施をしながら、子どもたちがこういう読書環境を整えて、そして力をつけていく、その一つの大きな取り組みであり、計画とできると思いますので、しっかりとこれを取り組んでいただきたいと思います。検証し、次期計画へと引き継いでいただきたいと思いますので、要望としておきます。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○柴田繁勝委員長 藤浦委員の質問が終わりました。

ほかに。安藤委員。

○安藤薫委員 それでは、質問させていただきます。

最初に、予算書の48ページ、歳入でございます。

大阪府の補助金で、先ほども事業で平成20年からなくなった事業としてもという議論もあったんですけども、府からの補助金についても幾つかなくなっている部分があります。大阪府の財政再建プログラムとの関係で、平成20年度暫定予算が生まれ、本格予算が年度途中に生まれ、今度、21年度は当初からということになるのかなというふうに思っておりますけども、廃止された補助事業、例えば教員研修事業補助金58万円、障害児支援事業費補助金、これは学童関係な

んでしょうか、48万円、放課後児童健全育成送迎支援事業補助金25万円等々ございます。

また、学校安全緊急対策事業費補助金509万9,000円、これは恐らく学校安全交付金505万2,000円の方にシフトしたものだというふうに思いますが、初めにこの辺の大阪府の財政再建プログラムと摂津市に入ってくる府の補助金、減った分と、それから交付金化されたもの、それから交付金化されたものについても、例えば安全交付金については23年廃止というようなお話も聞いておるわけで、その点の事業展開等、今年度も含めて、ちょっとお考えをお示しただけならなと思いますので、よろしく願います。

次に、歳出で、今度は補正も絡むんですけども、補正でいくと64ページで、これもちょっと概要でページ数を言わせていただきたいと思いますが、概要でいきますと106ページ、奨学資金の貸付金についてです。歳出の方でちょっとお聞きします。補正の方では334万8,000円の減額ということですよ。

今年、通常の奨学金の貸付金の締め切った後に、今の経済状況のもとで、緊急に受付の追加募集を、1月でしたか、していただいたかと思えます。何件かの追加の申し込みがあったとお聞きしておるわけですけども、その点の経過と、この減額について、ちょっとその辺の関係性等をお聞かせいただきたいのと、新年度、受付期間については、今年度と違いますか、今年度、こういった経済状況のもとで緊急にやっていただいたということではあるんですけども、この2月、3月と、景気の動向というのはよくなることを望みたいわけですけども、なかなか大変状況は続いていくと。

公立高校、特に私学助成なんかもどんどん削減されていっている中で、授業料の引き上げをされる私立の高校もふえているという中で、この奨学資金貸付金の拡大というものについてはお考えがあるのかどうか、こういった今の経済動向、それから子どもの貧困化の問題、家庭の貧困が子どもの教育を受ける機会を奪ってしまうということは、これはその子にとってもそうですけども、社会全体にとってもマイナスになるのではないかなという観点からお聞きしてるんですが、その点どのような状況なのか、お聞かせいただけたらと思います。

それから、次が概要108ページの定着度調査の委託についてです。

これも、今、藤浦委員からの質問・質疑等がございましたけども、今年で平成16年からスタートして6回目と、当初、回数、一定何回ぐらいでということのお話だったかなというふうにちょっと記憶をしてるわけですけども、今回6回目ということで、継続されています。

全国学力調査が今回また行われるというようなことで、先日の代表質問でもご答弁がありましたけども、4月21日に全国学力テスト、5月末には定着度テストというようなことになっていくのかなと思うんですが、その定着度テストは、今回予算を組んでいるのでやられるということなんですけども、これはいつまで続けられるおつもりなのか。

それから、全国学力テストとこの定着度テスト、これ、決算審査のときにもお聞きしましたけども、改めて、私、調査の結果表を見てみましても、二こぶラクダであるとか、生活環境の問題であるとか、大体調査結果というのは重なっていることが非常に多いような気がしています。そういう点で、この二つのテストを

続けていくのかなというようなことをちょっとお聞かせいただきたい。

あと、これも定着度調査スタート時のときにもいろいろ議論があったかと思えます。学力調査をするに当たっては、民間の会社さんに委託をされるということで、全国学力テストでもそうですけども、民間の会社、それから民間のそういうデータ処理の会社等が一手に引き受けるというような状況の中で、個人や学校・地域の学力や生活習慣などの個人情報の問題、セキュリティの問題ですね、その点についても確認をしておきたいなというふうに思います。

次が、110ページ、1年生の学級補助員の配置についてです。

やはり1年生問題等は何度も議論されていることであって、やはり子どもの生活、それから学校生活、学力の保障と、人的な保障というのは本当に大事なことで、決算のときにも教育長はそのように答弁されておりまして、今回、こういう小学校1年生全校全学級に配置されるということについては、非常によいことではないかと評価したいと思います。

それで、この学級補助員さんについての雇用の形態ですね、どんなふうになるのか、勤務の体制ですね、先ほどはちょっと意欲のある方がたくさん来られておられるということなんですけども、正規の教職員さんということではないと思えますので、その点、ちょっとお聞かせいただきたいと思えます。

次に、概要でいきますと、114ページと118ページ、小学校、中学校に分けてます就学援助金についてです。

こちらも、義務教育は無償であるという原則の中で、経済的な理由で公教育の機会が奪われないようにということで行われている制度でありますけれども、摂

津市の現状と認定率というのはどんな状況になっているのか。

それから、この間も他市と比べても認定率は高いということは把握してるわけなんですけども、高いということイコール経済状況がしんどいということとあわせて、摂津市が子どもたちの教育を親の貧困があっても保証しようというような意欲のあらわれでもあるのかなというふうに、これも私も非常に頑張っていたいているなというふうに評価をしているものなんですけども、その点の今後の就学援助金の制度ですね、今の水準を守り充実をしていただきたいというふうに思っていますけども、ご見解をお聞かせください。

それから、直接申請の受付期間、調べてみたんですけども、大体この数年は10日ぐらいの受付期間になっておるんですけども、もうちょっとさかのぼってみますと、15日間ぐらいあったんですよ。

やはり、就学援助という制度、多くの方が利用されていて、これ、決算のときに藤浦委員も「受付しやすいように、申請しやすいように」とご質問されておったわけなんですけども、働いておられるお母さん、お父さん、非常に多くて、なかなか市役所の方に時間をつくって来るとするのは非常に難しいと、昼休みの時間でも対応していただいているとのことなんですけども、受付期間については、以前、例えば2003年度を見ますと、2003年は5月だったんですね。ちょっと5月は遅いということで、早くしてほしいという要望をさせていただいておった分で、2004年からは4月が変わっていますが、例えば2003年は5月15日の木曜日から5月30日の金曜日までで16日間の申請期間、受付期間がありました。

2004年は、4月の段階から申請し

て、5月にさかのぼるのではなくて、4月の段階で申請させてほしいということで、4月8日木曜日から4月23日金曜日までの16日間、受付期間がありました。

2005年は、4月8日金曜日から4月22日金曜日、15日間ということで、大体2週間ちょっと受付期間を設けていただいていたのです。

それが2006年から、最後は金曜日で終わるようになってはいるんですけども、スタートが以前は前の週の金曜日スタートでやっていただいていたんです。土日挟んでます。

だから、期間も長くなってはいるかと思うんですけども、やはり一定の期間が長い方がやっぱり申請しやすいんじゃないかなと思うんですけども、そういったお考えはないのでしょうか。

それから、時間外、それから土日の申請についてもお考えいただきたいと思うんですけども、どのようにお考えでしょうか、お聞かせください。

次に、概要の114ページで小学校給食についてです。

小学校給食についても、先ほども議論がありましたが、行革の方針で人員を削減してコスト削減ということが一番の理由ですね。退職者不補充ということで、現場が非常に苦しくなっていく中で、しかし人は入れられないということで、民間委託という流れが出てきているわけですが、現段階での給食調理員さんの正職員さんとそれからパートさんの人数、どのくらいになっているのか、お聞かせいただきたい。

それから、新年度、4月1日から改正学校給食法が施行されるということで、学校給食、法律の中で行政の給食に対する責任、いろいろ明確化されました。食

育をきちんと目的に位置づけるとか、基準も今までの基準ではなく、法律できちんと決めていくということ言えば、ますます学校給食に関して公の責任というのが強くなってきているわけですけども、そうした中での民間委託推進について矛盾はないのかなと、ちょっとその点のお考えをお聞かせいただきたい。私はすべきではないなと思ってはいるんですけども、いかがでしょうか。

次に、概要114ページでございます。同じく調理室の改修工事についてです。

鳥飼北小学校のドライ化工事が行われると、時期ですとか、代替給食のお話、先ほどありましたので、ちょっとそれは除かせていただいて、工事、恐らく夏休みの期間中になるのかなと思いますが、その夏休み期間でも子どもたちは学校に来ます。それから、育成の子どもたちがソフトボールやキックベースボール等で学校に行きます。

給食調理室が鳥飼北小学校の場合は正門入ってすぐのところにありますので、その点の安全上の問題、それから工事の出入りする車の問題等、その点については当然万全の注意を払っていただくかと思うんですけども、その点の学校との協議や保護者への説明等も必要であるなと思っているんですが、その点は、今までの他の鳥飼西小学校、千里丘小学校、味舌小学校では大規模な工事も行われておりましたけれども、そういった経験から、当然行われる予定だと思っておりますけども、その点のお考えをお聞かせいただきたいなと思います。

続いて、耐震補強工事でございますが、先日も計画、耐震診断状況というのを配っていただきました。これは、公表が義務づけられるものとして、これが広く市民や保護者の中で目に触れていくというこ

とで、私たちの子どもたち、孫が通っている学校、大丈夫かなというような心配が、これを見ることによって、逆にいろいろな心配事もふえる場合もあります、安心する場合がありますが、きちんとやっぱりそれにこたえていくことが大事なんではないかなと思っています。

とりわけ、どうしても財源がなければ、工事というのは、工事やると言っても絵に描いたもちではあきませんけども、I s 値0.3未満、第四中学校一つと、あとそのほか今、2次診断の結果待ちということですが、それへの対応と、やはり0.3はあくまでも3分の2の補助基準ということで、本来的には、ここにもご説明をいただいているとおり、「学校施設により安全性を確保するために、文科省よりI s 値0.7以上が求められている」と、基本的にやっぱりこの0.7以上にしていかなければならないということだと思うんですが、財源もないのに計画も立てられないということは、私はちょっと違うんじゃないかなと考えています。その辺の考え方をお聞かせいただきたい。

あわせて、これも第二中学校の外壁の話がありましたが、地震となって校舎がつぶれる以前に、外壁が崩れて壁の崩落によって大けがをしたり命を落とすということが非常に心配されています。

そういう点では、その外壁工事について、それから外壁の危険な状況について、恐らくチェックされているかと思いますが、すべての学校のチェック状況、優先順位等、またはお金がないから放置して落ちてしまってけがをされることがあるということは一番避けなければならない点だと思いますが、その点の緊急対応、打たなければいけないことは打たなければいけない、仮にすぐ工事できなければ、そこは通れないようにしなければ

いけないとか、いろんな措置が求められるかと思いますが、その点の現状の認識についてはどのようになっておられるのか、お聞かせください。

それから、今度、また歳入にかかわるんですけども、幼稚園の保育料についてです。

何年か前に3,000円ほど値上げがされましたけども、今、ホームページの方では、幼稚園の保育料であるとか、それから通園バスのお知らせであるとか、非常に詳しくホームページも見ることができるようになっていまして、やはり保育料の減免の規定についてもきちんと紹介されていて非常にいいことだなと思っているわけですが、19年度、減免適用された方、どのぐらいいらっしゃるのか。

それから、今後の経済状況から、減免に適用される方、減免申請に当てはまる方というのはふえていく可能性が非常に高いのかなと思います。その点の減免規定については、ホームページでも公表されていますが、やはり小さいお子さんを子育て中ですので、ホームページを確認できない方もたくさんいると思います。

そういう方に、就学援助金の制度であれば、学校で3月、入学説明会のときにも就学援助金の制度の書類が配られて周知されて、多くの方が利用されていますが、そういった周知の仕方、幼稚園の方から、もしこういう場合はこういうことができますというようなアナウンスというようなものはされているのかどうか、その点、確認させてください。

幼稚園に関連しまして、概要の120ページで幼稚園の通園バスがございます。

とりわけ、鳥飼幼稚園というのは非常に範囲の広い地域でもあります。それから、幼稚園が四つから三つになってきた



関係もありまして、幼稚園バスの回る時間というのは非常に長い場合があるというふうに聞いているわけですが、最長でどのくらい一番長く乗られるのか。

水曜日はお弁当のない早帰り日ということで、9時から11時半が保育時間です。幼稚園バス、徒歩で通園されている方と幼稚園バスで一番遠いところから来られる方との間の時間的な差異というものについては何か不都合な点とか、その辺の差についてどのようにお考えなのか、お聞かせいただけたらと思います。

次に、120ページの私立幼稚園就園奨励費補助金についてなんですけども、国の方で、昨年に続いて幼稚園の就園奨励費の補助単価が引き上げられたというふうに聞いているわけですが、摂津市の補助金への影響、ちょっとそれをお聞かせください。

次に、学童保育です。概要124ページでございます。

これも、決算のときに取り上げて少しお聞きしたんですけども、先に資料請求もさせていただいて、新年度の入室申し込みと、それから新年度は入室希望者の数が定員になるかと思っておりますけども、その数についての資料をいただきました。

いただいた時点、3月1日現在だったと思うんですが、18名、既に待機の方がいらっしゃいます。

入室希望者をすべて定員にさせていただくということで弾力的に運営していただいていることについては敬意を表しますが、1月末の締め切りということで、2月、3月、転勤等々で引っ越してこられる方にとってみると、もう締め切りが済んでいて、4月の段階から学童が確保できていないという状況のまま、例えば新1年生ですと、入学を迎えるというような状況になるわけなんです。

その点、いろいろ指導員さんの確保の問題、予算の問題はあるかと思うんですけども、18人の待機、昨年も約十七、八人くらいだったのかなというふうに思うんですけども、当初の締め切り期間を延ばして、少しでも弾力的にすべて4月、入学式の段階から入室できるように運用ができないのかなという点なんですけども、ちょっと改めて今の待機の状況等、あわせてお聞かせいただきたいと思います。

それから、学童の指導員さんについてなんですけども、指導員さんは正規の職員さんではなくて、非常勤一般職、それから時給のパートと呼ぶんですか、臨時と呼ぶんでしょうか、ということで対応されているわけですが、指導員さんの配置の状況と、それから非常勤一般職の方と時給の方との違い、どのようになっているのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

それから、非常勤一般職の方の契約の状況ですね、期間、有期雇用なのかなと思っておりますけども、その期間についてもお聞かせください。

それから、136ページの体育施設維持管理についてです。

残念なことに、この3月で鳥飼高校が閉鎖されることになりました。昨年、一般質問でも取り上げましたけども、鳥飼高校の跡地の利用について質問させていただいたんですが、グラウンドについては引き続き大阪府の方から摂津市が委託を受けて借り上げるような形でグラウンド開放していくと、通常よりも今度はスポーツセンター的な形で利用されていくというような方針を聞かせていただいたんですが、つい先日、大阪府の教育委員会が鳥飼高校について高等支援学校、これは2010年度新設というようなニュースが新聞に載りました。

詳細、私、全然つかめてないんですけども、再来年度の話になってくるかと思うんですが、今後、大阪府の高等支援学校と、それからグラウンド開放と申しますか、グラウンドを市の施設として活用していくという点での整合性や今後の運用、それから大阪府から聞かれていること等、ちょっと教えていただけないかと思えます。

あと3点あります。

温水プールについてお聞きします。

温水プールにつきましては、水泳教室、先ほどもありました、子どもさん、大人、障害者の方々が幅広く利用されている施設ということですが、一つは、市民プールですね、旧市民プール、今、更地になって、今度、新しい施設建設の用地になっておるわけですけども、市民プールが廃止されてもう8年目ぐらいになるんでしょうか、市民プールの代替措置として温水プール、夏休みの月曜日には子どもたちに開放するというようなことも行われているわけですけども、その際の子どものための温水プールでの利用の方法、例えば本当に水に親しんで、楽しく夏休み、水と親しんで遊べるような状況で温水プールが活用できるのか。

基本的には、コースにロープを張って、水泳教室であったり、体力づくりをされていたり、水中ウォーキングであったりとか、いろんな目的で温水プール、25メートルのプールを一つを分け合って使っておられるかと思うんですけども、その点、子どもたちの利用についてどのようになっているのか、お聞かせいただけないかなと思います。

あとは、最後の質問ですけども、これも代表質問で野口議員が取り上げましたが、国旗、国歌のことについてです。

「日の丸」と「君が代」というのが、

代表質問の中で野口議員も言いましたけども、確かに国旗国歌法が制定されました。「日の丸」が国旗、「君が代」が国歌ということで制定されました。

しかし、その際の議論の中で、「日の丸」と「君が代」についてはさまざまな意見があると。それは、一方では「日の丸」「君が代」は国旗、国歌として敬うべきであるというような考えであると。

もう一つは、「日の丸」と「君が代」がかつての誤った戦争のシンボルとして、旗印としてゆがめられて使用されたという歴史を持っている。これは、当時の国会の議論の中では、当時の野中官房長官もそれを認めておりますが、そういった歴史を持つことによって、「日の丸」掲揚や「君が代」斉唱について非常に違和感を持ったり、それはできないというような心情を持っている人がいることも理解できると。

日本には、内心、その自由というものは憲法で保障されているわけで、これは国旗、国歌を制定したからといって、これを押しつける、強制することはできない、何ら今までとは変わらないよと、これは当時の小渕首相についてもそのようにお答えをされております。

そういった中で、当時の文部省については、学習指導要領に書かれているから、学習指導要領に基づいて、「日の丸」

「君が代」、国旗、国歌を敬うと、他国の旗を敬うという姿勢を育てるんだということで学校の教育現場で卒業式・入学式でもやりますよというようなお話で、そこで現段階でもそういった答弁で今来ているわけなんですけども、僕はやっぱり憲法で保障されているものと学習指導要領の上に持ってくるようなものについては、僕はちょっとおかしいのではないかなというふうに思うわけです。

いろいろな考え、価値観を持っている人同士がお互いの考えを理解はできなくても認め合うという中でこそ、本当の教育があるべきではないかなと、特に教育現場においてはそれが重要視されるべきではないかと。

少なくとも、子どもたちには、「日の丸」「君が代」が国旗、国歌であるということと同時に、「日の丸」と「君が代」についていろいろな考えがありますと、いろいろな考えがある中で、こういう方がいらっちゃって、こういう歴史を持っています。そういった中で国旗、国歌が制定されているということをしかりと教えていくことや、またはこれについては、例えばどんなにすばらしい国旗でも、どんなにすばらしい国歌でも、それを敬いなさいというような、態度で敬いなさいというようなことを教えるということは、やっぱり間違いではないかなと思うんですけども、それはちょっと一回、見解をお聞かせください。お願いします。

○柴田繁勝委員長 馬場次長。

○馬場教育総務部次長 1番目の歳入の中で、大阪府の行財政プログラムの中で廃止された部分についての中で、学校の安全・安心交付金について、平成23年度以降の展開をというお問い合わせだったと思います。

ご指摘のように、昨年までは学校安全緊急対策事業費補助金という形で補助金としてあったものが、学校安全・安心交付金ということで、大阪府の交付金の中の一部制度改正されました。

しかし、私どもはこの交付金を使って、今現在、小学校の受付員を配置しておりますが、そういう一応廃止ということもございますが、今後とも教育委員協議会等を通じて要望は続けてまいりたいと考えております。

なお、代表質問の答弁でも申し上げましたが、この受付員制度は全国に先がけまして私ども摂津市が独自に始めた制度でございますので、今後もそのことは十分認識してこの事業展開をしていかなければならないと、そういうように考えております。

○柴田繁勝委員長 以登田参事。

○以登田教育総務部参事 教育研究所にかかわる部分でございますけども、進路選択支援事業の補助金というのが従来はついておったんですけども、平成20年から廃止されて、ほかの相談業務と合わせて交付金化されました。

我々、今後の事業展開等なんですけども、やっぱり奨学金の活用等につきましては、これは重要だということで、交付金の多少にかかわらず、継続していくということが大事だというふうに心得ておりますので、よろしく申し上げます。

○柴田繁勝委員長 大橋参事。

○大橋学務課参事 そうしましたら、学務課にかかわりますご質問について、順次、ご答弁申し上げます。

まず、奨学金にかかわります部分でございますが、補正予算の334万8,000円の減額についてですが、これは20年度、奨学生決定後に、公立の場合が他の制度と併用できないために、公立に行かれる方が府育英会等の部分を優先されて辞退をされた部分、それと既に1年生として通っておられた方が退学をされた部分、2年生、3年生についても、退学をされた部分や在学証明等の未提出の方々がトータルで24名ということで、334万8,000円ということの減額でさせていただきます。

それと、拡大の考え方についてでございますが、毎月、公私ともに1万2,000円という奨学金の設定になっておる

んですけれども、確かに私学の場合は1万2,000円ということがどうかということがございますが、私学の場合は他の育英会なり機構なりの部分と併用が可能となっておりますので、そういう形でご理解をいただきたいというふうに考えております。

続きまして、就学援助の認定率でございます。

直近の認定率でございますが、20年度5月の認定率で、小学校が34.95%、中学校が35.47%、計35.11%というふうになっております。

この部分については、過去5年を見ましても、ほぼトータルで35.6%で推移をしているところでございます。

府下で見ますと、30%を超えておる自治体が、摂津市以外には、19年度の数値で、2市となっており、それ以外は20%、10%未満の状況となっております。

従前からご答弁させていただいておりますように、本市の就学援助の部分につきましては、もともとの制度の発生であります生活保護世帯の方々とのボーダーの部分というよりは、広く子育て支援という観点で取り組んでいるところでございまして、今後も引き続きそういう考え方でこの制度の運用を実施してまいりたいというふうに考えております。

それと、受付期間の問題でございますが、確かに今現在は、入学式以降、土日を挟んでの2週間、実質10日ということになりますが、代理の方が持ってきていただいてもオーケーということをしていただいておりますし、この一斉期間というものは、別室を設けて、その期間、集中的に受付をさせていただいているものでございまして、一斉期間を過ぎましても、当然のことながら学務課の事務室

の方で昼休みも含めて随時受付をさせていただいておりますので、今後もこの部分でのご理解をいただきたいというふうに考えております。

続きまして、小学校の給食の正職・パートの比率でございますが、19年度の数値でございますが、正職が34名、これは再任用の職員も3名含んでおりますが、それと非常勤が25名、ちなみに14年度は、正職が41名、非常勤が18名ということで運用させていただいております。

法改正の部分につきましては、民間委託の矛盾ということでございますが、本市の民間委託につきましては、あくまでも調理業務の部分に限ってでございますので、その他、衛生管理の部分であるとか、栄養面の献立の部分であるとかというのは、市が全面的に責任を持って行っておりますので、特に矛盾はないというふうに考えております。

次に、改修工事、烏飼北小学校の給食調理室の改修工事の問題でございますが、当然、ご指摘のように、夏休み中も児童・保護者の方が来校されるということは当然でございますので、安全上の問題については、車の出入りも当然、正門ではなく通用門等を利用するなど、十分に配慮しながら、また近隣住民の方へ、その工事の部分についてのチラシ等も配布させていただきながら、安全管理に努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、幼稚園の保育料の問題でございますが、減免の実施人数、直近のものが、20年度現在の数値がございまして、29名、19年度は26名、18年度が29名、17年度は21名ということになっております。

それで、20年度の秋以降の追加、特別な事情で減免の対象というふうに認定

していただきたいという申し出の部分につきましては、2件ございました。

それと、周知の方法でございますが、今おっしゃっていただいたように、ホームページ等で周知をしておりますが、各園においては入園の願書を取りに来られた際に「入園の案内」というチラシを配布させていただいて、減免のことについても話をさせていただいておりますが、次はもう22年度以降になってしまいますが、その減免の部分についてももう少し詳しくチラシに記載する等、対応してまいりたいというふうに考えております。

次に、通園バスでございますが、確かに鳥飼幼稚園の部分については、園区が広いということもございまして、交通事情もございまして、若干時間がかかるということがあるかもしれませんが、特に問題があるということは聞いておりませんので、この部分についてはこれでご理解をいただきたいというふうに考えております。

最後に、幼稚園の就園奨励費の補助の部分でございますが、この幼稚園の就園奨励費補助に関しましては、国の制度に基づくものでございまして、保護者の経済的な負担の軽減を図るとともに、公私立の幼稚園間の保護者の負担の格差の是正ということがあるわけですけれども、国の方が毎年、子育て支援ということから補助金の拡大ということを毎年のように実施しております。

21年度に関しましても、補助単価そのものの引き上げ、平均で5%というふうになっております。それと、第2子以降の保護者負担の軽減、これは兄弟・姉妹がいる方の世帯なんですけれども、この部分、例えば第3子以降については、負担割合が第1子が1としましたら、これまで0.2から0.8の間だったのが、

もう0.0と、無償というふうな拡大の施策になっておりますので、この部分については国の補助に準じて市の方も実施してまいります。

すみません、給食調理員の正規と非常勤の割合なんですけれども、20年度の10月1日現在の数値がございましたので、訂正させていただきます。

正職29名、再任用1名で30、非常勤の方が12名ということで運用させていただいております。

○柴田繁勝委員長 前馬課長。

○前馬学校教育課長 失礼します。

それでは、学校教育関係3点についてご答弁申し上げます。

まず、学力定着度調査事業にかかわってでございますが、平成21年度でこの学力定着度調査、6回目を迎えます。

ご承知のとおり、平成19年度より全国学力・学習状況調査がスタートしまして、その年度より対象を小学校5年、中学校2年に変更したところでございます。

この学力調査、国、あるいは市のものがございますが、児童・生徒の実態を把握すること、これが最大の目標でございます。実態把握なくしては、改善はございません。児童・生徒一人ひとりがその取り組む課題を明確にして学習意欲を向上する、また実態から各校が授業の指導方法等、改善する、そして教育委員会でも施策を取り組んでいく、このようなことが実態から求められるところでございます。

したがって、この実態からさまざまな改善策を考えていくこと自体は毎年度必要なことであり、当面、この調査は続けていく意向でございます。

ただ、先ほどから改善、改善と言葉がございまして、成果が出れば、その成果をまた広く全市的に発信することが、こ

れも求められることだと思っております。

今後、その成果をさらに発見できるような取り組みを、この現在の改善策の中から見つけていきたいと考えております。

なお、このセキュリティの問題でございますが、この全国の調査も含めまして、一切、児童・生徒の氏名は業者の方へは届きません。また、出席番号につきましても記入をしないようになっております。その日限りの整理番号ですべて処理しておく、このような状況でございます。

また、市の学力定着度調査のデータに関しましても、一定期間が過ぎれば、これはすべて処分すると、コンピュータ上からもすべて消去する、これは委託契約の中にも明記されておるところでございます。

続きまして、1年生学級補助員の雇用形態等についてでございます。

身分上は、この小学校1年生等学級補助員ですが、非常勤職員となっております。

勤務時間につきましては、週当たり5日25時間を限度とする。勤務時間につきましては、午前8時30分から午後2時まで、これは30分の休憩時間も含んでおりますが、その勤務時間を原則とする、このような状況になっております。

続きまして、国旗、国歌についてでございます。

安藤委員おっしゃるとおり、憲法にさまざまな自由が記されております。その自由を否定するものでは決してございません。それぞれ思想・信条等の自由、保障されておるわけですから、それについて我々否定することは一切しておりません。

ただ、この憲法に基づき教育基本法が制定され、またその教育基本法に基づき学校教育法、さらにその学校教育法に基

づいてこの学習指導要領が定められておるところでございます。

その学習指導要領に明記されておることについて、通常の授業等で子どもたちに指導していくことは何ら問題ないと考えております。

国旗、国歌につきましても、国旗、国歌を尊重する態度、あるいは意義を指導していくことについては必要なことであると考えておりますし、すべての教育活動の中でその目的を達成することが求められておると理解しております。

また、指導する教職員の側につきましても、教育公務員としての責務を果たし、教育活動の中で指導していくことが決して教員の思想・良心の自由を制約するものではないと考えております。

○柴田繁勝委員長 岩見参事。

○岩見総務課参事 耐震工事の関連します質問についてお答えさせていただきます。

耐震診断状況の公表について、保護者等、不安が出るのではないかという趣旨の質問だったと思いますけれども、委員ご指摘のとおり、I s 値0.3未満の施設につきましては、国土交通省が示しておりますように、震度6から7の地震に対しまして倒壊または崩壊する危険性が高いというふうに言われております。

文科省からも、I s 値0.3未満の施設につきましては、早急に耐震化するよう強く指導がございまして、本市といたしましても、未診断でありました施設について、現在、2次診断を実施して、危険性の高い建物を特定をして、平成22年度までには工事が完了できるよう進めているところでございます。一日も早く、保護者の方々の不安の解消もしていきたいと考えております。

しかし、財政状況もございましてけれど

も、さきの代表質問の中で答弁がございましたように、教育施設の建物を優先して耐震化していくという答弁もございました。教育委員会といたしましても、一日も早くすべての義務教育施設、幼稚園を含めての義務教育施設を耐震化工事を完了したいと考えておりますので、よろしくご理解いただきますようお願いいたします。

続いて、その地震等、外壁の崩落等の危険ということのご質問でございますけれども、日常の点検につきましては、目視でございますけれども、学校関係職員、校務員を含めまして、関係職員が目視で点検をしていただいております。

危険と思われる場所がある場合につきましては、直ちに当方に連絡をいただいております。教育委員会といたしましても、緊急を要する場合につきましては、直ちに、部分的ではございますけれども、補修に取りかかり、またそのときに同時に他の場所も同様に危険な場所がないかどうか専門の業者によります点検を行いまして、危険と思われる場所がある場合は、部分的ではございますけれども、補修に努めておるところでございますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○柴田繁勝委員長 大橋参事。

○大橋学務課参事 申しわけございません。答弁漏れがございましたので、ご答弁申し上げます。

奨学金のご質問で、20年度の追加の経過と今後についてということでございます。

20年度は、秋以降の急激な経済状況の悪化に伴う対策の一つといたしまして、11月30日で締め切っておりました奨学金の募集を年明けの1月から30日までという期間で追加の募集をさせていた

だきました。その結果といたしましては、第一中学校から2件、第二中学校から2件、第四中学校から4件の計8件の申請をいただきました。

この追加の考え方についてでございますが、これは昨年の秋以降の急激な悪化ということが前提でございますので、今現在、景気が悪いわけでございますが、このままの状況で推移し、ここから一段の急激な落ち込みというものがなければ、通常の11月30日までの期間での募集で対応できるものというふうに考えております。

○柴田繁勝委員長 川崎課長。

○川崎青少年課長 青少年課に係りますご質問について、ご回答させていただきたいと思っております。

まず、補助金の関係でございますけれども、障害児支援事業費補助金、これにつきましては、従来は障害児の人数等がこの補助金の積算の根拠となっておりますが、その補助金の要項の変更に伴いまして、今回、対象にならないということで減額させていただいたものでございます。

これは、従来は、今申し上げましたように、障害児の人数等によって積算されるものですが、20年度から、この入室児童でなく、障害児を見る指導員に対する研修、また巡回指導、そういったものに限られるということで、制度が変わったものによりまして補助がなくなりましたので、一応、減額させていただいております。

あと、同じく補助金の関係ですけれども、送迎支援の補助金につきましても、これも積算の点で一部変更がありましたので、一部、これは減額とさせていただいております。

それから、あと学童保育の待機児童の

件でございますけれども、3月6日現在の数字でございますけれども、先ほど委員おっしゃいましたように、今現在、3月6日時点で18名の待機があります。

その内訳としてでございますけれども、20年度に学童保育に入室している継続児童の申請、この一斉受付以後に申請があったものが5件、それから今現在、保護者が摂津市に從來から住んでおられて、今回、新たに新1年生で申し込み、期限後に申し込みされた方が11件、それから今現在、育児休業中の保護者の方が職場へ復帰される、そういった方が復帰のときに合わせて入室させたいということで申請されている方が1件、あともう1件、一旦、一斉受付に申し込みされた後、そこから別の待機のある学童保育室を改めてもう一度申請され直されまして、そういったことで待機になってしまったといった件が1件、そういったことを合わせまして合計18件、そういった状況でございます。

ということで、この2月から3月にかけて今回ちょっと調べさせていただいたんですけれども、その転入に当たって申し込みされている方の待機は、今現在ございません。

それから、もう1点、指導員の雇用の関係でございますけれども、指導員の雇用に関しましては、非常勤職員の任用等に関する規則、これにのっとりまして、契約、また賃金等、一応決めさせていただいております。

任用につきましては、一応、この雇用契約を行っております、その更新も一応1年間ということが切られております。それ以後においても、引き続き任用する場合は、新たに雇用契約を締結しなければならないということで、それにのっとりまして行っております。

それから、この学童保育の指導員でございますけれども、1学童保育室に主担となる指導員、学童保育指導員でございますけれども、これは月額になっております。それと、それを補助する学童保育室補助指導員、これにつきましては、時間給が上限で1,320円となっております。一応、大きく分けて賃金の面で申し上げますと、こういった二つの形になっております。

○柴田繁勝委員長 小林課長。

○小林生涯学習スポーツ課長 それでは、生涯学習スポーツ課にかかわります2点につきまして答弁させていただきます。

鳥飼高校の跡地活用の件でございますけれども、閉校後の鳥飼高等学校は、22年4月に高等支援学校が開校される予定と聞いております。

開校までの間は、閉校された学校施設の開放ということで、大阪府教育委員会施設課の所管となります。施設課を窓口といたしまして、本市との間で全日府立高等学校特色づくり再編整備計画等により統合整備された学校における体育施設開放実施要領、この実施要領に基づき協定書を交わす予定をしております。

開放につきましては、平日を含む土・日・祝日の午前8時から午後5時までの間とさせていただきます。貸出区分については、8時から11時、11時から2時、2時から5時、こういった3区分に分けさせていただきます、体育協会であったりスポーツ少年団、地域の老人クラブ等の方にご利用いただきたいと思います。

平成22年4月以降、高等支援学校が開校となるわけでございますけれども、平日の開放は、高等学校が利用されますので、難しいかと思われましても、土・日・祝日を中心に、支援学校が利用



されない日についての開放を大阪府の方へ要望していきたいと考えております。

次に、質問番号15番、温水プールでの無料開放の件でございますけれども、現在、教育委員会では、7月・8月の毎週月曜日に、幼児から中学生の方を対象とした温水プール無料開放を行っております。

この無料開放には、当然小さなお子さんも来られるわけですし、小学校2年生までのお子さんについては、大人の方の付き添いが必要ということになっておりますが、この無料開放の折にも保護者の方も無料ということで入っていただいております。

無料開放の実施状況ですけれども、10時から12時、12時から2時、2時から4時、こういった3区分に分けて実施しております。温水プールと25メートルプールと幼児用プールを、自由に使っていただいております。コースロープも取りまして、その中ではビーチボールや浮き輪を使って自由に遊んでいただくと、通常の市民プールのレジャープールのな使い方をしていただいております。こういった形で、今年も2,000名を超える来場者がございました。

今後、この7月・8月の無料開放については、引き続き実施していきたいと考えております。

○柴田繁勝委員長 暫時休憩します。

(午後 3時10分 休憩)

(午後 3時40分 再開)

○柴田繁勝委員長 休憩前に引き続き再開します。

安藤委員

○安藤薫委員 最初の府の補助金についてです。

個々にご答弁をいただいたわけですが、学校安全の補助金、交付金というふうに

変わってきて、23年度廃止ということであっても、もともとは大阪府の補助金がつく前に摂津市が先行してやってきたものというような位置づけでありますので、それはご答弁もいただきましたが、「子どもの安全安心都市宣言」をやっている市としても継続をしていただくように、これはお願いしておきたいと思えます。

その他、大阪府の方の財政再建のプログラム等々で、例えば教育研究所の関係でも、ほかの相談事業と補助金が一体化されて交付金化されている。お金に色はつかないわけですので、どうなるのか非常にわかりにくい部分ではあるかと思いますが、今ご答弁いただいたように、有意義な制度ということで、補助金があるなしにかかわらず、事業を継続していただきながら、やはり必要な事業ということをしっかり大阪府の方にわかっていただくような努力をしていただきたいなというように思います。要望で結構です。

奨学金についてでございます。今回、追加募集で8件の方が募集をされたということです。もちろん、景気については悪くなってほしくないですし、よくなってほしいわけですが、やはり今後の状況というのはなかなか厳しい状況が続いているかと思えます。

そういう点では、ぜひ状況も見ていただきながら、今年非常に急激に景気が悪化する中で機敏に追加募集していただいたということは、非常に今回、募集で応募があったのは8人の方だったと思いますが、この方々がこの追加募集で申請できたということでございますので、この意義というのはぜひ核心にさせていただいて、今年度もそういった観点で当たっていただきたいなと思えます。

金額的には1万2,000円というこ

とで、私学の方に行きますと、ほかの奨学金制度もあるということでもありますけども、やっぱり市が摂津市の子どもたちの高校進学、そして安定的に高校に通えるようにということで頑張っている姿を子どもたちに見てもらおうと、「私たちは摂津の小学校、中学校を出て、高校進学についても大事にしてもらえるんだ」というような思いを持っていただくというのはとても大事なことだというふうに思います。

そういう点では、ちょっとその経済状況も含めて見ながら、この点、今年限りということではなくて、臨機応変に対応をお願いしておきたいと思います。これも要望です。

次に、定着度調査についてです。お答えをいただきました。

何回も議論をしておりますので、なかなかみ合わない部分があるかと思いますが、実態調査、実態の把握が一番の目的なんだと、「子どもたちがどこでつまづいているのか、どこがちょっと苦手なのか、またはどこが得意で、こんなことをやったらこれが少し伸びたから成果が出た」と、「そういったものを広げていくんだ」というようなお話でした。

実は、学力テストが始まって、今度3回目になるんですね、全国の学力テストが3回目になるんですが、今度の4月21日の3回目を前にして、大阪府の学力テストというものが行われたと。新しく就任された府の教育委員さんが「3回悪い結果を出さないために」という書籍をつくれ、また講演をされていると、または学校管理職の方々を集めた研修のときには、「順位を上げるためには手段を選ばな」と、「今回の学力テストの結果が低いのを生活環境とか、そういったもののせいにするな」と、「教師、プロな

んだから結果を出せ」というようなハッパをかけられたというような状況がございます。そうした中で、府の学力テストが実施されたと。

抽出調査ということでお聞きしておいたわけですが、市としたら、摂津市の教育委員会としたら、活用してくださいというような指示も出されたということです。

この府の学力テストについても、いろいろな目的とか、これをやるという意識みたいなもの、意義みたいなものはご説明いただくんですけども、どうしても学力テストの順位を上げろと。もちろん、順位が上がるのは結構なことなんです。悪いことだと思いませんし、学力向上の努力をした結果、順位が上がっていくということについては、それはそれであると思うんですけども、しかし今、その順位を上げていくということが最大目的化してしまっている。

いろいろおっしゃっていただくんですけども、序列化を招かない、過度の競争は招かないと言ってますけども、結局、大きな流れがそちらが最優先で、そのために大阪府が全国学力テストを前にして、問題に慣れさせるための準備問題を準備しているんじゃないかというような批判とか、そういった懸念をするような声もあるわけですね。

摂津市の教育委員会や学校の現場の皆さんが摂津の子どもたちの学力向上のために、この間、フォーラムを開かれ、授業の研究であったり、教材の研究をされてきたということは、私たちもいろいろな講演会とか、いろいろな取り組みは冊子でよく理解しています。

先日、鳥飼北小学校でも講演会があって、研究開発の発表会、今回、PTAの方々も参加させていただいて見たんです

けども、感想で、「先生たちがこんなに頑張ってくれているということに非常に頼もしく感じた」とかというような感想も出されて、「国語教育の研究をされているんですけども、国語の教育でいろんな工夫をしていただいているということがよくわかって、よかった」というような感想を出されていたわけですが、そういった努力をしていただきながら、しかし大きな流れで、その順位を上げることを最大目的化してテストが行われる。

全国学力テスト、摂津市の定着度テスト、大阪府の学力テストと、3回、業者テストが1年の中であるということなんですけども、業者さんのテストじゃないと学力の把握とか、子どもの今後の問題点を把握して、それに対応する対策というのは打てないんですか。ちょっと素朴な疑問ですね。ちょっとそれをお聞かせいただきたいと思います。

次に、1年生の学級補助員の配置についてです。

週5日の非常勤ということで、とにかく人員を配置していただくということで、ありがたいことだと思います。

一つ、小学校1年生の学級補助員ですから、当然、1年生の子どもたちといろいろな交わりがあると思います。1年生の正規の教職員さんも、1年生のみならず、いろいろな課題がありながら、やっぱり子どもたちといろいろ接触して交わっていく中で一人ひとりの感性をつかんで、個性をつかんで成長を手助けしていくということになるかと思うんですが、この学級補助員さんの方がこういう働き方の中で、時間が、例えば2時までですよということで単純に割り切れるものなんだろうかと。

本来、教育の現場で、新しい環境に入ってきた1年生の子どもたちと一緒になっ

て学校生活をよくしていこうということでやっていく中で、こういう非常勤という雇用形態、果たしてどうなのかなと。

もちろん、全くなしから、こういう発展して前進しているわけですから、それ決して水差すわけでは一切ありませんけども、ちょっとその点についてお聞かせいただけないかなと思います。

就学援助金についてです。

今、ご説明いただきましたが、認定率で言えば、大阪府下の中でも非常に高い方です。しかし、それは所得水準の問題もありますけども、摂津市みずからが子育て支援の柱としてしっかり位置づけて後退させていないということの成果だとも思っていますので、ぜひともそれは核心にさせていただきたいわけであります。

一つ、これは確認しておきたいんですが、今お話しいただきましたが、受付期間が短くなっているけれども、一斉受付が終わった後も学務課の窓口で申請受付をしていますと。

例えば、4月中でありましたら、4月の一斉受付と同じような形でそれは対応していただけるということでのよろしいのか、それをお聞かせいただくのと。

それから、昨今の、先ほども急激な経済状況の変化の中で、前年の所得基準が基本的には対象になっています。住民税もそうですし、国保や介護保険料についても、さまざまなものについては前年の収入が基準になっていますが、こうした急激に落ち込んでいる経済状況のもとで、前年の収入から今年に入って急激に落ち込んでいく、そうしたご家庭も非常に多くなってきています。

国民健康保険料等ですと、急激に変化することによって、窓口での申請減免があります。その都度、相談を申し上げる中で、一定の基準のもとで、所得基準を

昨年の収入では上回っていたとしても、今年度、一定の基準よりも大幅に所得基準が下がった場合については、運用を図るというようなことがあることこそが、先ほどの奨学金でもそうですけども、経済的な理由によって子どもが教育を受けられる、ほかの子どもたちと同じように教育を受けられるような保障をすることになると思うんですけど、その点はちょっと確認としてお聞かせいただきたいと思います。

学校給食です。民間委託、それから直営という点でも、これも議論が分かれるところです。調理部門で食材からすべて変わらないと、調理部門のみということで大丈夫ですというようなお話ですが、私は必ずしもそうは言い切れないんじゃないかなというのがあります。

もちろん、今、検証委員会をしっかりと開いていただいて、検証をしていただいて、円滑に、しかも安全で安心な給食、調理部門の民間委託でもやってもらうように努力していただいていることは認めます。

しかし、これが長期的に1校、2校と、経済的な理由、財政的な理由、もう行革がこの学校給食民間委託の1番と、最大にして唯一の要因というか、原因というか、動機づけでございます。

ということですので、財政が苦しくなったときにはどんどん民間委託をしていく。そうすることによって、結局、市が直接責任を持てる場所、そして調理部門においても、直接ノウハウを把握しながら民間との間でもうまいこと意見調整や相手のペースに飲み込まれない中できちんと指導もしていくことができるんじゃないかと思うんですけども、そういう点では一定の線を引くということとはとても大事なことだと思っていまして、

その点はちょっと意見として申し上げておきますので、ご答弁は結構です。

それで、学校給食、先ほどもお話がありましたけども、中学校の給食です。これも、代表質問の中でちょっと触れさせていただきました。

改正学校給食法で、学校給食についての行政の責任が非常に明確化されましたが、中学校の給食についても義務教育ということ、しかも食育が非常に給食の目的の中にきちんと位置づけられてきているという中で、先ほども何度も出ている「学習指導要領の中では、中学校の給食に努めなければならないというような文言がある」と答弁していただいているんですよ、代表質問の中で。

そういう学習指導要領の中できちっと明記されているものについて、やっぱり努めなければならないというふう思うわけですけども、その点の努めるという基準、どのように努めていかれるのか、お聞かせいただきたいと思います。

それから、鳥飼北小学校のドライ化の工事については、これはもう要望にしておきます。学校の入った正門のすぐ横が給食調理室になっていますし、正門近辺については、この間もいろいろ地域からの要望も出ておりますが、学校横の道路が、歩道は整備されていますけども、狭い歩道であって、しかも交差点に隣接していると。道路も、いろいろ規制を強化していただいておりますが、片側2車線の道路ですけども、大型のトラック、それから車の往来が結構激しいところであって、そこに新しく工事用の車両が出入りしたりとかということになっていくわけですので、その点は十分に注意をいただきたいと思いますし、年度初め、学校や地域、それから保護者に対して周知と、それから子どもたちへの指導等、しっ

かりしていただくようお願いをしておきたいと思います。

続いて、耐震補強についてですが、やっぱり多額な費用がかかります。国の方も3分の2補助、I s値0.3未満で3分の2というかさ上げで補助率を上げていますけども、補助単価そのものも大分低いというふうに聞いていますね。

実際と比べて、ほんまに3分の2出るのかというような不安もありますが、しかしやっぱり子どもたちが日々学ぶ学校ですので、法律でも定められているわけですので、財源問題、それから国にきちんと物を言いつつやっただけが必要があると思うんです。

I s値0.3未満、第四中学校の体育館を含めて5棟あって、今後の2次診断次第ですけども、やはりそこで終わりではなくて、I s値0.7までについて、そのほかで17棟ですね、前日いただいた耐震診断状況で17棟だったと思うんですけどね、ちょっと数えてみたら。ちょっと間違えていたら訂正していただきたいんですが、あるわけで、それがやっぱり市民の皆さんにも「I s値0.7以上は必要だ」ということで書かれている中で、「じゃあこれは一体どうなるのか」ということは、必ず出てくることです。そういった市民の声が出る前に、きちんとした計画を立てる必要があると。

もちろん、財源もあります。財源を確保しないうちに計画を立てるというのはどうかと、実務者からしてみると非常にやりにくい部分があるかと思うんですが、これはでも実務的な問題、事務的な問題ではなくて、学校の安全の問題にかかわってくる問題だと思いますし、きちんとした計画を立てる中で、財源確保については、市長や教育長の判断、それから国に対してきちんと申し入れを行っていくと。

そのためには、きちんと「これだけあって、こういう計画を立ててやらないとだめなんだ」という姿勢を示さないとあかんのかなというふうに強く思っています。

そういう意味では、もう一度ご答弁をお願いできたらなと思います。どなたでも結構です。お願いします。

それから、すみません、先ほど飛ばしたんですけど、中学校のエアコンについてなんです。

これも、少し代表質問で取り上げられていたかと思います。工事の完了予定が11月ごろだということでお伺いしていたわけですけども、五つの中学校に83教室にエアコンをつけていくということで、これ所管が変わってくるかもしれませんが、小規模工事登録制度というもので、地元の業者さんの育成という制度がつけられてきていると、市内の公共事業の発注についても、もちろん経費を少なく済ませるのとあわせて、市内の業者さんの育成という観点もあると答弁もありました。

そうした中で、やっぱりエアコンですので、構造上なかなか私も理解してませんが、83ある、しかも五つの中学校ということですので、一つの業者に偏るのではなくて、やっぱり教育委員会として地域の電気屋さんを活用できるような工夫をする中で、総務の方と調整を図ることはできないんでしょうか。ご答弁、お願いします。

幼稚園の保育料につきましては、要望としておきます。

ホームページのみならず、適正に活用ができる方について活用できるように、しやすいようにしていただくように、引き続きお願いしておきたいと思います。

幼稚園バスについては、実際、水曜日になりますと、朝9時から11時半、2

時間半の間なんですけども、私ももう子どもも幼稚園を卒園してからもう大分なりますけども、やはり朝、出て行って、もうすぐ帰ってくると、幼稚園での過ごす時間というのが本当に少ない時間です。保育時間の延長ということも含めて、バスの通園の時間が長くて保育時間に影響が出てないかどうかというのは、一度、状況も聞いていただいて、改善できる点は改善していただく。広い地域であれば、これも経費の問題をおっしゃるかもしれませんが、バスを複数台数で対応するかということも含めてご検討いただきたいと思います。これ、要望で結構です。

私立幼稚園就園奨励費の補助についてです。

国の方の補助単価の引き上げとあわせて、第2子以降、第1子のとらえ方も、小学校3年生まで第1子として認められるというふうに拡大された。いろいろ拡大されて、第2子、それから第3子については、3年保育ですから、なかなかそういう条件に合う人がどのぐらいいらっしゃるかわかりませんが、この就園奨励費の補助金というのは、これは市の方から直接幼稚園の方に支払われるものだったんでしょうか、それとも保護者の方に払われるものだったんでしょうか。その辺の運用上の問題、それから今回のこういった拡大について、適正に保護者、幼稚園にわたるような、幼稚園といいますか、保護者の負担が減るような形にならないとあかんと思うんですけども、なるのかどうか、その点の事務上の担保というんですか、そんなものをお聞かせいただけないでしょうか。

それから、学童保育についてです。

ご説明いただいて、待機18人と、転入によって待っている方は一人もいらっしゃいませんというお話でございました。

確かに、実態、そうなのかもしれません。

しかし、新しい新学期を迎えるに当たっての最初のスタートで待機というのは、やはり新しい新学期を迎える上で、保護者にとっても子どもにとっても不安定な状況が続けることになってしまいます。

例えば、矛盾するかもしれませんが、指導員さんの中には、非常勤の一般職さんで担任を持っておられる、主の担任の人と補助の方と。

それから、前、お聞きしたところによりますと、臨時的に対応のできる方が登録されている方がいらっしゃるというふうに聞いているんですけども、そういう方も含めて、運用上、4月から入室というのはできないものなんでしょうか。

それから、既に1年生、2年生の場合、翌年進級する際、継続するのかどうか、それから変更するのかどうかというような実態の調査をあらかじめ綿密にしていくなかで、人員の配置なんかにもうまいこと工夫をするというような可能性というのは考えられないのかなという点について、教えていただきたいと思います。

それから、非常勤の一般職ということですので、規定によって1年更新ということだと思います。1年たって、また次、延長ということであるんですけども、今、お勤めの非常勤一般職の方で一番短い方で何年ぐらいやっておられるのか、長い方でどのぐらい何年ぐらいやっておられるのか、1年更新で何回か延長されるんだと思うんですけども、その点、一回教えていただけないでしょうか。

それから、体育施設、鳥飼高校のグラウンドについてはわかりました。

特別支援学校開校後についても、以前の鳥飼高校のときと同じように、休日等使えるようにということで申し入れをしていただくということですので、ぜひ努

力の方をしていただけたらと思いますので、お願いいたします。

温水プールについてです。

平成20年は2,000人の人が利用されたということなんですけど、今回、市民体育館も3月末で閉鎖されました。三宅スポーツセンター、味舌スポーツセンターが新しくできて、そちらが代替施設ということでありますが、市民体育館がなくなってしまうというようなことで、体育施設が一つ消えてしまうわけですね。

利用数から言っても大分大きな差があると思うんです。味舌・三宅のスポーツセンターが新しくできたとしても、市民体育館を活用されている方をカバーできるだけキャパシティがあるのかどうかなと思うんですけども、しかも市民プールがなくなったままだと8年になります。

この間、子どもの体力の問題も、学力テストと同じように、橋下知事もいろいろおっしゃっているわけなんですけど、体力問題なんかも非常に指摘されてきているわけです。

摂津市において、子どもたちや市民が日常的に体を動かしてというための施設の状況が一体どうなっているのかと見たときに、市民プールが廃止になり、夏の暑いさなかに子どもたちが青空のもとで元気に水と親しみながら体を動かすというような施設として大事にされていた。年間5万人に利用されていたわけですから、2,000人と比べると大分違うわけなんですけど、その市民プールがなくなってしまうと。

努力していただいて、温水プールも無料開放していただいていますけど、やはり子どもたちの体力の増進をするための施設というのはやっぱり欠かせないんだと思うんです。

この間、市民プールの問題や子どもの

問題などで温水プールの建てかえ時期に合わせてというようなことで、これは市長部局の方からの答弁ですと聞いていたわけなんですけども、社会教育であるとか、子どもたちの地域での体力の増進を図る施設を充実させていこうという、そういう観点ですね。体力増進についても努力していかなければならない、その責任を負う、この教育の所管において、どのような認識を持っておられているのか、その点、お聞かせいただけないでしょうか。

私は、財政の問題やいろいろな問題がありますけども、市民プールが8年前に閉鎖になったと、財政的な理由だったと。しかし、プールは必要なんだというようなところでストップしたまま8年、その後、すべて市長部局に任せきりでいいのかということを知りたいと思うんですけども、今年度の中で温水プールの事業も無料開放も当然継続していただくわけなんですけど、水に親しむ施設、子どもが夏の暑いときにしっかりと活動のできる場所という意味で、計画を立て、それを市長部局を説得するだけの研究をしていたらいいと思うんですけども、いかがでしょうか。

「日の丸」「君が代」問題については、これもいろいろ議論があると思います。これ、議論があるというのは、「日の丸」「君が代」というのは、やっぱり大事な問題だということなんです。

「日の丸」「君が代」、国旗、国歌、敬わないということと、敬うということ、これはそれぞれみんなが心の中で思うことであって、形として示すかどうか、示せるかどうか、そこに今、みんなが悩んでいる問題があるわけですよ。そういう問題が社会の中で顕在化している中で、学校現場で力関係で「こうだと、こうい

うもんなんだ」と、「ルールなんだ」と、  
こういうルールという問題でこの問題を  
小さくしてしまう、矮小化してしまうこ  
とによって、みずから学ぶ力を学ぶ、い  
ろんなことを研究して自分の力でいろ  
ろ考える力を養う、生きる力をつけるん  
だという教育方針の中で、この問題につ  
いては、学習指導要領だからと、いろ  
ろ社会ではいっぱいいろいろな議論が  
あるのに、それに耳をふさいで、学校  
現場はこうですということをやることが  
本当にいいのかどうかということを感じ  
るわけです。そういう点で、ひとついろ  
んなほかのものも含めて、教育長の方  
から一回だけ認識を聞かせてください。

2回目は以上です。

○柴田繁勝委員長 前馬課長。

○前馬学校教育課長 それでは、私の方  
からまず学力定着度調査にかかわってご  
答弁申し上げます。

さまざまな動きがございます。順位  
の問題、この順位を上げることが最大の  
目的であると、そのように解釈できるよ  
うな発言も新聞報道等でされておると  
ころがございますが、私どもは子ども  
たちの学力を上げることは目指して  
おります。

なぜならば、我々の教育の目的は「  
生きる力を子どもたちにはぐくむこと」  
。せんだっての教育改革フォーラム  
では、志水宏吉先生は「豊かな社会性」  
という言葉でその力を表現されて  
おりました。

したがって、その生きる力の大きな  
柱である「学力向上」、これを目指  
しておるわけで、順位のみに一喜一憂  
するわけでは決してございません。

さて、この府の学力テストを含めて  
3回の業者テスト、これをどう考える  
のかと、そのようなお問いでござい  
ましたが、実は府の学力テストにつ  
きましては、業者テストではござい  
ません。大阪府教育

委員会が作成したテストでござい  
ます。

また、これにつきましては、学習指  
導ツールの一環として我々もとらえて  
おりますので、1年間の到達度を測る  
ものとして学校に活用してほしい、  
そういう位置づけをしております。

したがって、プレ全国学力・学習  
状況調査というような位置づけは決  
しておりませんし、我々はそのよ  
うには考えておりません。

なお、業者テストでないと学力向  
上の対策が打てないのか、そのよ  
うなお問いもございましたが、私  
は業者テスト、これは実態を把握  
するための一つの手段であると思  
っております。対策は、まさに  
学校、そして我々教育委員会事務  
局が手づくりで行っていくもの  
だと思っております。

次に、1年生学級補助員の件で  
ございます。

非常勤の職員が時間が来たから  
終わりですと割り切れるものかど  
うか、これはいろいろな思ひは、  
もちろんこの1年生の学級補助  
員にあると思います。

先ほど申し上げましたように、  
非常にやる気を持ってご応募いた  
だき、現在、学校に配属されて  
いる方ばかりです。

そのような中で、子どもたちに  
きめ細かな指導を充実するために、  
日々頑張っているところでござ  
います。

ですから、子どもたちのことを  
大変気になりながら仕事を終え、  
次の日にまた頑張ろうという意  
欲で来ていただいていると思  
っております。

つけ加えになりますが、1年生  
の学級補助員から、また教える喜  
びや子どもとかわる喜びを感じ  
ながら教員を目指すようになった  
と、そのような方もこれまで  
おられます。そのことをつけ加  
えて、答弁を終了します。



○柴田繁勝委員長 大橋参事。

○大橋学務課参事 学務課にかかわりまず安藤委員の2回目のご質問にご答弁申し上げます。

まず、就学援助の問題でございますが、受付期間の問題等ですが、この4月の一斉期間の受付中は、これ、別室で設けさせていただいておりますのは、一斉期間にできるだけ多くの方の申し込みを受け付けることによって、できるだけ多くの方を早く、仮ではありますが、認定をして、認定通知を送らせていただきたいと思いますということもございまして、一斉期間中にそういう取り扱いをさせていただいております。

その後については、安藤委員ご指摘のとおり、4月中に順次お越しいただいた方は、その一斉期間中に受付をさせていただいた方と同じ取り扱いをさせていただいております。

ただ、5月になりますと、5月中は5月1日からの認定、以後、そういう形での運用とさせていただいております。

それと、当該年度中の所得の急激な減額等、特別な事情への対応についてでございますが、会社解雇の問題であったり、病気であったり、家族の構成の問題であったり、さまざまな特別な事情等が考えられます。その部分については、保護者の方々と相談させていただきながら、その部分についての確認がとれば、当然、同じように取り扱いをさせていただいているということが現状でございます。

次に、中学校給食についてでございます。

確かに、給食法には「努めなければならない」ということで努力義務の規定となっております。

先ほども申し上げたんですけれども、府下の公立中学校の校数での完全給食の

実施割合が7.7%、ちなみにこれ、全国になりますと80.5%という数字になっておりまして、大阪府の固有の、表現が適切かどうかわかりませんが、そういう独自性というか、文化というか、そういうことになっているということが要因としてあるのかなというふうに考えております。

その部分の解消として、先ほども申し上げたスクールランチの選択制ということが考えられてきたようには認識しておりますんですけども、ちなみにこれ、茨木市の例なんですけども、実施率が1%から8%という数字になっておりますので、そういった意味で、このスクールランチというものが学校給食と言えるかどうかということも含めまして、摂津市といたしましては、給食法に基づく完全給食ということを、食育的な視点で模索していくのか、それともスクールランチという形で、とりあえずという表現も適切ではないかもしれませんが、形を整えていくのかということも踏まえて、両方の観点からも検討してまいりたいというふうに考えております。

次に、就園奨励費の補助金のことですけれども、この申請及び認定の通知等は、すべて私立の園の方を通じて、園の方の協力をいただきながら実施させていただいております。

最終的に決定通知を配付させていただいた後は、保護者の方の口座の方に直接振り込みをさせていただいております。年2回、上期と下半期に分けて振り込みをさせていただいているということでございます。

○柴田繁勝委員長 それでは、岩見参事。

○岩見総務課参事 耐震工事の早期完了に向けてということのご質問でございますけれども、昨年20年3月文教常任

委員会のときに答弁させていただいておりましたのは、確か1カ年で1校、建物全体を耐震工事が実施できるように、1年次は2次診断、2年次は実施設計、3年次に耐震工事を完了するよう計画しておるといことでお答えいたしました。

それで、残り10校でございますので、小・中学校合わせて10校になりますので、おおむね10年間以内にはすべての学校を耐震化、完了したいというふうにご答弁させていただいたと記憶しております。

ただ、その後、20年6月に、繰り返しになりますけれども、地震防災対策特別措置法が改正されまして、I s 値0.3未満の建物につきましては、早急に耐震化を図るべきものと、講じるということになりました。

これを受けまして、本市と教育委員会といたしましても、前倒しをいたしまして、未診断、また1次診断での0.3未満の建物について、危険度の高いものから耐震化工事を進めていくというふうな方向性を変えましたので、その辺はご理解いただきたいと思っております。

また、現行の地震防災対策特別措置法では、22年度までということがかさ上げの適用となっておりますけれども、この22年度までに全国的にかなりの学校の数が、文科省の予算もかなり大きく取っていただいておりますので、かなり集中するものと思われま。

ですので、22年度までに全国の小・中学校がすべて耐震化を終えることはなかなか難しいものがあるかと思っておりますので、23年以降の法律等の動向も見ながら、一日も早く耐震化に向けて、子どもたち、生徒、そしてまた地域の避難場所となっておりますことから、安全で安心な学校にできますよう努力していきたい

と考えております。

続いて、エアコンの発注ということで、市内業者ということのご質問でございますけれども、さきの代表質問でも財政部局から入札の方法、やり方等につきましてご答弁がございましたけれども、教育委員会といたしましては、このエアコン工事の入札につきましても、契約担当の部局に依頼をいたしますので、安藤委員ご質問の入札での業者の選定につきましてのご答弁は、教育委員会からは控えさせていただきたいと思っておりますので、よろしくご理解をいただきますようお願いいたします。

○柴田繁勝委員長 川崎課長。

○川崎青少年課長 青少年課に係りますご質問について、ご答弁させていただきたいと思っております。

まず、学童保育の方で、待機児童のそういったことについてどうにかならないかということでございますけれども、私どもの方では、その指導員の配置につきましては、1月末の一斉受付後、その申請された書類の内容点検、そしてまたデータ入力等を行いまして、その後、支援を要する児童の状況、例えば保育所とか、幼稚園とか、そういったほかの施設等でされている場合には、私どもの指導員と、それから私どもの担当職員と一緒に、その加配が必要とされる判定指針というのがあります。そういった基準に沿って、こういった加配が要るかといったことも個別に一人ずつ状況を見ながら、そういったことを見きわめて正指導員、それからそういった障害児に対する加配の指導員、それからまた臨時の定員ということで、そういった人数を超えている場合には加配の指導員、そういったものをしていく中で、何とかぎりぎりこの4月1日に支障のないように運営できるような形を今

現在とっております。

そういったスケジュール的な点で、今の形がぎりぎり何とかいけているかなと思っております。

それと、指導員の中に、今現在、フリーの指導員がおるやないかということでございますけれども、これもこのフリーの指導員につきましては、通常入ってます正の指導員、また補助指導員、そういったときの有給等の代替にスポット的に入る指導員でありまして、常時、入るには、資格とか、そういった面でまだ通常の保育に当たるには無理かと思っております。

それと、先ほど勤務の年数についてもお問い合わせがございましたけれども、今現在、66名の指導員がおります。

その中で一番年数の経験というんですか、のものが31年5カ月の者が一番古い方で、この者が正の指導員でございます。

それから、一番経験年数の浅い方で、昨年の7月に採用した者がおりますけれども、これはちょうど7カ月ということでございます。

○柴田繁勝委員長 小林課長。

○小林生涯学習スポーツ課長 生涯学習スポーツ課にかかわります市民プールの件でございますけれども、市民プールが夏場の時期において水に親しむ施設として、また親子の触れ合いの場として、健康増進等に果たしてきた役割については十分認識しております。

子どもたちが夏場に水に親しむ機会といたしましては、学校での夏休みのプール開放等があるわけでございますけれども、社会教育施設としては温水プールがございしますが、温水プールの中でも、幼児からまた中学生までの方を対象とした各種教室、また選手の育成を目的とした育成コース、こういったことを通しまし

て子どもたちの体力向上を図っておるところでございます。

夏の日差しを受けながらの市民プールのなものではなく、一年を通して、子どもからお年寄りの方までが楽しんで安全に過ごすことができる施設としての温水プールの充実を今後とも教育委員会としては図っていきたいと考えております。  
○柴田繁勝委員長 教育長。

○和島教育長 国旗、国歌についてのご質問でございますけれども、この問題につきましては、先日の本会議においても、教育委員会としての考え方をご説明申し上げましたし、過去からもご説明してきているところでございます。そして、先ほどの学校教育課長の方からも改めてご答弁させていただきました。

その中にもありますように、やはり義務教育、小・中学校の教育活動全体は、ご承知のように、学習指導要領に基づいて展開いたしております。

したがいまして、国旗、国歌の指導につきましても、学習指導要領に基づいて児童・生徒に、先ほどの答弁にもありましたけれども、我が国の国旗、国歌の意義を理解させ、そしてこれを尊重する態度を育てるとともに、諸外国の国旗、国歌も同様に尊重する態度を育てること、このことを目的として取り組んでいるところでもございます。

卒業式・入学式における国旗掲揚と国歌斉唱につきましても、学習指導要領に基づいて行っているものでございまして、子どもたちに対して定められた内容を指導するという公教育の場における教育活動でございます。

私は今の状況を見てまして、やはり子どもたちが本当に国歌が歌えているのかということですね。学習指導要領の中では、各学年で国歌を教えるというふうに

なっております。

そして、各学校では指導に努めておりますけれども、まだまだ指導をもっともっとなさなければならないのではないかなと思っております。

それと、私は、やはり卒業式・入学式と言いますのは、子どもたちにとって次の学校へ行くステップ、あるいは中学校の場合には社会に出ていく場合もございますけれども、その新しい生活への第一歩の場、大切な場面だと思っております。

そういう中で、やはりその式が厳粛かつ清新な雰囲気の中で執り行われなければならないと、そのように思っております。

先ほどのご質問の中で、この問題はルールで矮小化しているんじゃないかということですが、私はそうは思っておりません。

やはり、義務教育の段階で学校が一定の方針、それは先ほども何度も言いますが、学習指導要領に基づいて指導していくわけです。そのことは、やはり子どもたちにしっかりと教えていかないといけないと思っております。

そして、子どもたちはこれから成長するに従って、その年齢、年齢でいろんな視野も広がってきますし、大人として育ていく中で、自分の考え方が、またさまざまな視野からついてくるかもしれません。それはそれとして、ただ義務教育の段階では、やはりルールで矮小化と言われますけれども、私はやっぱりきちんと教えていく、このことが大切だと、私自身の考え方で思っております。

○柴田繁勝委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 定着度テストです。

教育改革フォーラム、私も文化ホールの方に行かせていただいて、今、前馬課長がお話しいただいた大阪大学大学院の

志水先生の講演の方も聞かせていただいて、非常に興味深く聞かせていただきました。

その中で、私、そういうことがあるんだと思ったのは、イギリスの教育のことをおっしゃっていたんですね。イギリスの中にも教育委員会というのがあり、イギリスという国は、イングランド、スコットランド、ウェールズ、アイルランドとか分かれているそうなんです。イングランドとスコットランドの教育方針の違いというものを話されていたんです。

イングランドの教育というのは、恐らく今、日本が当時の安倍首相が、日本の教育改革ということで叫びながら取り入れた学力テストをやり、公表し、競争によって学力をつけようと、教育委員会が現場に対して「こうあるべきだ」というものを行っている教育だということだったと思います。ちょっと正確ではないかもしれませんが。私の記憶ではそういうお話。

片や、北の方へ行きますと、スコットランドという地方があって、スコットランドは全く逆で、教育委員会というのは現場の自主性を非常に重んじて少人数学級でやって、学力テストとか競争ではなくて、援助をしながら進めていく教育方針だと。

これも、調査の結果、すべてが学力の差ということに言い切れないかもしれませんが、今、マスコミでも世界的にも学力調査の結果が出ているOECDのピサ調査の結果をみますと、1位はいつもフィンランドというのが出てきて、このイギリスの中の二つのスコットランドとイングランド、ピサの調査結果でいくと、実は競争でがんじがらめになっているイングランドよりスコットランドの方が

上位に来ているんだというようなお話をされていたんです。

なぜ、イギリスがスコットランドのように統一しないんだろうかというような感想を述べておられたかと思うんですけども。

フィンランド。この間の鳥飼北小学校の講演会で陰山先生、立命館大学の今、府の教育委員会の、が来られて。「フィンランドというのは、20人ぐらいの少人数学級で、教育費は非常に高い。日本はOECDの中でも一人当たりの教育費はもう最低レベルで、これで同じような比較はできないんだ」と、「教育予算が圧倒的に少ないんだ」ということをおっしゃっていたんですけども、「フィンランドでも、競争ではなくて少人数学級をやり、生活を支え、一人ひとりの個性を見ながら、お互い子ども同士教え合い、学び合いで全体の学力を上げている」というようなお話だったなと思うんですけども、そういうことを考えますと、日本の今の学力テスト、競争にならないようにとおっしゃいますが、もともとのこの全国学力テストをスタートさせた中山成彬元文部科学大臣、国交省をやめられるときにいみじくもおっしゃられましたけども、競争の中で学力を上げるために導入したんだというようなことをおっしゃいましたけども、全国学力テストで、悉皆調査ですべてのところまで競争して、それで競い合わせて、競い合わせる中で切磋琢磨して上げるんだというようなことがそもそもの目的でありますから、幾ら序列化や過度の競争を防ぐんだと言っても、そういう流れにならざるを得ないというのが実態じゃないかなと思うんですけども。

それで三つ、府の学力テストは府教委がつくられたとおっしゃられたんですけど

ど、三つの学力テストを貴重な学校の授業数が非常にふえて、創立記念日も授業のある日にしようとして、行事も工夫しようとしている中、しかも各先生、学級や学年で、この1年、子どもたちにこの学習課程をどうやって工夫してやっているかと、工夫して努力している中で、その三つのテストがぼんと入ってくるんですね。

そういったものが全体の流れの中で言ったら、学校現場と、そして子どもたちにとっても日常的にやっている学習とは違うテストですから。

やれる、やれない、やれなかった場合には、やっぱり嫌な思いをしますし、今まで学校の先生と一緒にあって单元ごとでつまずきがあったら戻りながらやっているところに、そういう画一的なものを持ち込んでくるということは、子どもに対して大きな負担になるんじゃないかなというふうに思うんですけども、そういう点では、やっぱり「国がやるから」とか「実態を把握するんだ」と幾らおっしゃっても、二つも三つもテストがやられると、画一的なものがやられるというのは、やっぱり国のそういった競争によってどんどん学力を高めたんだというような方針と一致してしまうんじゃないかなというふうに思うんですよ。

やっぱり、市の教育委員会として独自性を持って、主体性を持って、摂津の地域に合った子どもたち、学校に合った子どもたちへの教え方というのを研究されているわけですので、主体性を持って、よそからこういうものが来たとしても、これは一つのツールとして活用するならわかります。しかし、一律的にそれを持ってくるというのはマイナスなんじゃないかなと思うんですよ。

やっぱり、全国学力テスト、定着度テ

ストも百数十万円の予算をつけて6年もやっています。全国学力テストもやっています、府の学力テストもやっている、いつまでやっていくのか。

やっぱり、一定、市の主体性をきちんと示して、摂津市の教育はこうあるべきだと、こうやるんだというものが確立されていくべきではないかなと思うんですけども、その点のお考えをちょっとすみません、教育長、二度も申しわけないんですが、お願いしたいと思います。

あとはもう要望にしたいと思うんですけど、耐震補強については、大変多額な費用がかかるものです。しかし、本当に待たなして地震が起きてしまって、倒壊があったり、崩落があったりするということで、けがをする人、もしくは最悪、命を落とすような事態が起きないように、やっぱりきちんと計画を立ててほしいと思うんです。そのことだけちょっと要望をしておきます。

23年以降の法の推移、法の推移で今回10年と言っておったのが、今年の6月で法律にいろいろ加わってきて、かさ上げが出てきた。それはまた方針転換もあり得ると思います。前倒しになる方針転換は、それはもう歓迎すべきことだと思いますので、やっぱり基本的に、中長期的にどうするのかということをご検討いただくようお願いしておきます。

エアコンの発注の状況は結構です。

それから、就園奨励費の補助金につきましても、適正に運用できますように周知の方もお願いしたいと思います。

学童保育でございますが、今、1月末に締め切ってから、職員さんの配置であるとか、支援が必要な方の状況調査と、いろいろ実務があるというのをご説明いただいて、大変だなというのを改めて認識したわけですが、18名、ご説明では、

1学期の中で辞退される方も出てきて、大体1学期の間には入れるようになりますというようなお話がありました。

そうであるならば、その1学期の間、入れるようになるまでの間、市の方で頑張ってくださいことを検討していただきたいのと、それを子どもたちに「1学期のうちに入れるから」と言って、そっちに我慢してもらうのではなくて、十数名、何とか考えることができないのだろうか、ちょっと検討をお願いしたいと思います。

それから、指導員さんについても、基本的に、今、官製ワーキングプアの問題もよく言われています。これ、学童の指導員さんに限ったことではなくて、学校給食調理員さんのパートの方も含めて、それから保育士さんの今回臨時職員さんが非常勤一般職の方へ変わってくるというお話も聞いているわけなんですけども、やはり1年契約というのは非常にやっぱり不安定です。しかも、大事な子どもさんの放課後の安全を見守り保育をするという、すごくやりがいがあり、しかも価値のあるお仕事ということで、継続できるとはいえ、1年で切られる、更新だというのは非常に不安定なことであると思います。

1年ごとに更新して31年勤められていると。これ、いわゆる長期的にずっとお勤めになれるものであって、本来ならば正規の職員さんとしてきちんと身分を保障する中で、子どもたちに適正な、そして安全な学童保育を提供すべきものだと思うんですけども、その点の考え方について、部長、よろしくお願ひします。

温水プール、スポーツ施設については、温水プールの改修時と合わせて幼児用のプールというお話がありましたけども、そういった時期を待たずして、やはり摂津の子どもたちの夏の居場所づくりとい

う点では、所管の担当の方がいろいろ研究をしていただいて、長期的に計画を立てていく準備をしていただきたいということ強く要望しておきたいと思います。

「日の丸」「君が代」については、平行線になりますので、議論はこのぐらいにさせていただいて、ただやはり学習指導要領というものが、今、国旗掲揚の一番のもとになるものです。

学習指導要領は10年ごとに切りかわって、今度、新学習指導要領と、ゆとり教育から今度はもう少し学力をとということで、また内容も変わってきています。学習指導要領にあるからと言って、じゃあそれを絶対にやらなければいけないのかどうかという問題も私は議論の一つだと思えます。

中学校給食でも、これは努力規定でありますけども、全国的には80%近くが学校給食をやっているわけで、大阪は歴史的な経過が、事情があるんでしょう。10%を切るような低い状況でありますけど、しかし学習指導要領の中で努力規定としてあるのに、お弁当が9割ということで教育的効果とか、そういったものが後件に追いやられていると。

スクールランチのことをおっしゃいましたけども、学校給食法に基づいた食育が目的の一つとして位置づけられた完全な給食として、今すぐできないということにしても、完全な学校給食を求めていく、進めていくというような観点で、余り長期的では困りますが、検討していただきたいなと思うんですけども、ちょっと部長から見解だけお聞かせいただきたいと思えます。

○柴田繁勝委員長 大場部長。

大場部長。

○大場生涯学習部長 学童保育の非常勤のことでございますが、学童保育の指導

員は、先ほどの答弁にありましたように、非常勤につきましては、正指導員、また担任補助、補助指導員、代替補助というふうにもいろいろ分かれております。

学童保育は、一応、保育に欠ける児童というような制度でございまして、放課後ということですので、勤務が12時半から5時までというようなことで、4時間半の勤務になっております。

そういうようなことから、1週間、丸々5日間として週に22時間ということでの勤務体制でございまして、非常勤の形での採用でいいのかなというふうに考えておるところでございまして。

○柴田繁勝委員長 羽原部長。

○羽原教育総務部長 中学校給食についてご答弁申し上げます。

中学校、大阪府下は、先ほど申し上げましたように、全国に比べまして非常に低い実施率になっております。

どういう原因があるのか定かではありませんけれども、恐らく人口急増期に学校施設を建てるに当たって、なかなか給食施設まで予算が回らなかった、それから府内の学校で、やはり学校の給食よりも各家庭のお弁当というものを指導してきたというようなこともあるでしょうし、多額の費用がかかるということもあると思えます。そういういろんな要素で、現在、非常に大阪府下、実施率が低いということになっているんだろうと考えております。

本来、学校給食法には、中学校の給食についても努力義務として「実施が望ましい」というふうになっておるわけで、法の精神からいきますと、実施すべきと考えてもおかしくはないと思えますが、実施するとしても、単に調理場を建てればできるというものでもありません。当然、施設整備としては、配膳室の整備

も要りますし、2階以上に食事を持っていくリフトのようなものの整備も要るわけですので、これ、五つの中学校でやりますと莫大な費用がかかるということもございます。

毎年の運営費にしても、恐らく1校2,000万としても1億の費用が毎年、毎年要りますので、財政的に見て、非常に大きな負担になるということで、直には踏み込めるものではないのではないかというふうには考えております。

今、府が検討しているというスクールランチについても、これはちょっとやはり本当にそれでいいのかというのは給食担当としても思うわけですから、やるのであれば完全給食をやりたいというのがあるんですけども、やはり大きな費用負担を考えると、今すぐにそれをどうこうということは申し上げられる段階ではないだろうというふうに思いますので、本会議で教育長の方からご答弁申し上げましたように、少し長期的な視点で検討するべきものかなというふうには考えております。

○柴田繁勝委員長 それじゃあ最後、教育長。

○和島教育長 それでは、摂津市の学校教育について、全国学力・学習状況調査とか、市の学力定着度調査を踏まえてのご質問でございますけれども、これは本会議でもご答弁しましたし、先ほどご質問にありました教育改革フォーラム、あるいは全国学力・学習状況調査の結果説明会でも、私、あいさつの中でもお話しさせていただいておりますけれども、摂津の学校教育の目指している形は、何度も言われておりますけれども、生きる力を義務教育9年間の間で子どもたちにしっかりと身につけさせるんだということが最大の目標であります。

それは、ご承知のように、確かな学力と、そして豊かな心、そしてたくましく生きるための健康・体力、これに裏づけられた生きる力をはぐくむということをご第1の目標に取り組んでいるところでございます。

そのために、特に確かな学力の問題から言えば、先ほど鳥飼北小学校の例も出されましたけれども、各学校では、まず授業改革、子どもたちに学んでわかる喜び、それをまずしっかり経験させる。それがなければ、やはり子どもたちに学ぶ意欲もわいてこないと思います。ですから、各学校では、授業改革に懸命に取り組んでいるところでもございます。

しかし、私もずっと各校を見てまして、鳥飼北小学校もそうですし、ほかの学校、例えば三宅柳田小学校を初め多くの学校で、特に国語、あるいは算数を中心に授業研究、授業指導方法の改善に取り組んでいます。

その中では、やはり基本的な技能、知識の習得とともに、やはり国語の授業なんかを見てましたら、やはり判断力とか表現力とか、そういう活用する力をつけていくために努力しています。

しかし、その努力が、私ずっと見てまして、子どもたちの力に結びついてきているのか。結びついてきている例もあります。先生方の努力の最終目標は子どもたちに力をつけることです。ですからご質問の中にありましたように、私は全国学力・学習状況調査の順位が上がる、上がるにこしたことはないですけども、それが最終目的ではないと思っています。

子どもたちにどのような力をつけるんだ、今言いましたような力をつけていく。ですから、せっかく先生方が授業改善の工夫、努力されていても、それが身につけてこなかったら、やっぱりいかんわけ



です。

その判断の一つに、私はテストというのはそのためにあるものだと思っています。各学校では、單元ごとに自前のテストをやられている学校も多くあります。

ただ、私はやはり本市の学力定着度調査、それと全国学力・学習状況調査、そういうテストから、やはりよそと比べて全国的にどのくらいなんだということもやっぱり知っておかないといけないんだろうなと思っています。

学力定着度調査を見てましたら、設定通過率というのがあります。この設定通過率を何%ぐらいの子どもたちがクリアしているのかとか、いろんな問題があり、見えてきます。

ですから、私はそういうことをしっかりと見て、それでその結果をもって、子どもたちに、じゃあこういうところをせっかく努力しているけども、まだ結果につながっていないんだったら、どうやったらつながるんかということが、またそれが参考になって使われるものだと思っています。教育委員会は今回の予算にも上げさせていただきました、1年生等学級補助員とか、あるいは読書活動サポーターとか、学習サポーター、いろいろな教育行政として予算を組んでそういう施策に生かしています。

学校は、その施策も生かしながら、自分ところの学校の課題、二極化しているとか、拡散化しているとか、非常に大変な状況もありますから、そのことをどうやって子どもたちの指導に生かして、子どもたちに力をつけていけるんだということにも生かしていくわけですから、私はもうしばらくやはりこのテストは続けたいと思っています。

学力定着度調査について当初は、私は、平成16年度から始まったとき、5年ぐ

らいかなという一つの目安を持っていました。ただ、ずっと見ていったときに、やはり子どもたちの力がついてきて、本当に毎年見てたら、どんどんどんどん右肩上がりになって上がっていく学校もあります。そして、努力している割には、まだまだ子どもたちの結果としてついてきてない学校も。それはやはり学校でそのことを謙虚に見て、これからの授業研究に生かしていくと、そういうことですから、私はご質問にありましたような、これはまだ必要なものだと思っています。

○柴田繁勝委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 学力テストについては、学力を子どもたちに生きる力をつけると、目的についてはもう同じなんです。

やっぱり、学力テストそのものの当初、国が導入してきた動機づけ、それからそれをやることによって情報公開という波の中で、やっぱり数字が外に出ていくということで、予期し得ないような部分で子どもや学習の向上のための教育の現場がゆがめられてきたと。

これは、かつて文部省がやった全国学力テストがいろいろな問題が起きて廃止につながっていったと。

これは、恐らく過度な競争とか、点数を上げるためにいろいろ不正があるということは、現場で当初思いもよらなかったところが、やっぱりその数字がひとり歩きして社会の中に出ていく中で、そうせざるを得ない圧力というのは、有形、無形で出てくる中で起きたと、そういった事実があったわけで、それを非常に危惧するという観点から、やっぱり全国学力テストでない形のを。

それから定着度テストについても5年やりました。一定、ここで立ちどまってやるべきだというふうに思っていますので、その点は申し上げておきたいと思っ

ています。

それから、中学校の給食についても、莫大なコストがかかるということ、運営経費がかかるということもおっしゃっておりだと思えます。

しかし、安易な給食、スクールランチ形式という形ではなくて、やっぱりきちんとした、それこそ学習指導要領に努力規定とされているものを検討していくと、それは必要だというような認識を部長なんかも示されましたので、そういった点では、今後、議論を深めていっていただいて、計画も立てられるように頑張りたいということをお願いいたします。

○柴田繁勝委員長 本日の委員会はこの程度にとどめ、散会します。

(午後 4時55分 散会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

文教常任委員長 柴田繁勝

文教常任委員 本保加津枝





